

福岡県公報

平成十七年四月四日
第二千三百七十号
増刊 ③

目次

訓令(第七号)

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………一

訓令

福岡県訓令第七号

本庁
出先機関
福岡県警察本部
福岡県教育庁
福岡県監査委員事務局
福岡県人事委員会事務局
福岡県地方労働委員会事務局
福岡県議会事務局

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程(昭和四十年三月福岡県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

あて先中「福岡県地方労働委員会事務局」を「福岡県労働委員会事務局」に改める。

第二条第十三号の三の二中「第八条第十三項」の下に「及び第六十九条第一項」を加え、同条第十三号の七中「福岡県総務事務集中化準備室設置規則(平成十六年福岡県規

則第三十号)第二条」を「組織規則第八条第十六項」に改め、同条第二十三号中「福岡県地方労働委員会」を「福岡県労働委員会」に改め、「(以下「地労委事務局」という。)」を削る。

第七条の表知事部局の項中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に、

項	所長の決裁事項	副所長の決裁事項	主務課の課長
項	副所長の決裁事項	課長の決裁事項	課長補佐を置く課にあつては課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長(係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する吏員)
項	所長の決裁事項	副所長の決裁事項	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長(係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する吏員)

項	所長の決裁事項	副所長の決裁事項	主務課の課長
項	副所長の決裁事項	課長の決裁事項	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長又は主務課の副長(係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する吏員)
項	所長の決裁事項	副所長の決裁事項	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長(係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する吏員)

課長の決裁事項	副課長の決裁事項	課長の決裁事項	県税事務所及び農地開発事務 副所長の決裁事項 主務課の課長
副課長等又は当該事務を担当する企画（企画広報）監	当該事務を担当する課長補佐（当該事務を担当する課長補佐がない場合は、主務係の係長）	副課長等又は当該事務を担当する企画監	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する吏員）
副課長を置く課にあつては当該事務を担当する課長補佐、その他の課（副課長を置く課で当該事務を担当する課長補佐がない場合を含む。）にあつては主務係の係長（係を置かない課及び主務係がない課にあつては、課長が指定する職員）	主務係の係長	副課長を置く課にあつては当該事務を担当する課長補佐、その他の課（副課長を置く課で当該事務を担当する課長補佐がない場合を含む。）にあつては主務係の係長	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する吏員）

「病院及び精神病院」を「病院」に改め、同表教育庁の項中

に、

を

に、

福岡県高速道路交通警察隊	福岡県高速道路交通警察隊	福岡県自動車警ら隊	福岡県自動車警ら隊	福岡県警察自動車警ら隊	高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校	福岡県立社会教育総合センター	福岡県立社会教育総合センター	福岡県立社会教育総合センター	副課長の決裁事項
副隊長	副隊長	副隊長	副隊長	副隊長	事務課長	副所長	副所長	副所長	当該事務を担当する課長補佐（当該事務を担当する課長補佐がない場合は、主務係の係長）
会計係長	会計主任	会計係長	会計係長	会計係長	財務担当所長が指定する事務職員	財務担当所長が指定する事務職員	財務担当所長が指定する事務職員	総務課長	主務係の係長（当該事務を担当する課長補佐がない場合は、課長が指定する職員）

め、同表警察の項中「（副所長を置かない警察署にあつては次長）」を削り、

に、

を

に、

を

に改

を

に、

を

「福岡県警察北九州市警察部」を「福岡県北九州市警察部」に改め、同表地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第十三条の二第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に改める。

第十五条の四中「総務事務集中化準備室長」を「総務事務センター課長」に改める。

第十六条第八号へ中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に、「準備室」を「この条中「センター」に改め、同号ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びワ中「準備室」を「センター」に改め、同条第十二号ニ中「用途廃止を決定すること」を「用途廃止の決定に係る事務のうち、工作物、樹木、立木及び竹以外のものに係ること」に改め、同号ホ中「使用廃止を決定すること」を「使用廃止の決定に係る事務のうち、工作物、樹木、立木及び竹以外のものに係ること」に改め、同号へ中「船舶又は工作物の取りこわしを許可すること」を「及び船舶の取りこわしを決定すること」に改め、同条第十二号の二ニ中「総務事務集中化準備室長（以下「準備室長」を「総務事務センター課長（以下「センター課長」に改め、「物品」の下に「（電子集約物品を除く。）」を加え、同条第十三号中ウをオとし、ムをノとし、ラをキとし、ナをウとし、ネをムとし、ツをラとし、ソをナとし、レをネとし、タをツとし、ヨをソとし、カをレとし、同号ワ中「準備室」を「センター」に改め、同号ヲを同号タとし、同号ヲ中「準備室」を「センター」に改め、同号ヲを同号ヨとし、同号ヨの前に次のように加える。

カ 規則第二百三十二条の規定に基づき、工作物の取りこわしを決定し、又は樹木、立木及び竹の伐採を決定すること。

第十六条第十三号中ルをワとし、ヌの次に次のように加える。

ル 規則第二百十四条の規定に基づく行政財産の用途廃止の決定に係る事務のうち、工作物、樹木、立木及び竹に係ること。

ヲ 規則第二百十四条の二の規定に基づく普通財産の使用廃止の決定に係る事務のうち、工作物、樹木、立木及び竹に係ること。

第十七条第四号イを削り、同号ロ中「現金出納員又は」を削り、「追加任命」を「任命」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「現金出納員又は」を削り、同号ハを同号ロとし、同号中ニをハとし、ホをニとし、同条第五号中「準備室長」を「センター課長

」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 規則第六十六条第二項の規定に基づく更正に関すること（規則第一百七七条において準用する場合を含む。）。

第十七条第五号ホを削り、同号ニ中「第四百四条」を「第四百三条第一項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第三百三条第二項」を「第一百二十二条第三項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 規則第一百十条第二項から第五項までの規定に基づく隔地払に関すること。

第十七条第六号イを削り、同号ロ中「第一百十三号及び第九十三号」を「第一百十四号」に改め、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 規則第一百十条第六項の規定に基づく支払に関すること。

第十七条第六号ハ中「出納員又は現金出納員」を「出納員等」に改め、同号中ト及びチを削り、リをトとする。

第二十一条第四号中「第二条第五号から第七号まで及び第十一号」を「第二条第五号から第八号まで及び第十二号」に改め、同条中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号を削り、同条に次の一号を加える。

十三 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下この号中「

条例」という。）の規定に基づく個人情報の保護に関する事務

イ 条例第十七条第一項の規定に基づき、個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。

ロ 条例第十七条第二項の規定に基づき、個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。

ハ 条例第十八条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

ニ 条例第十九条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。

ホ 条例第二十条第一項の規定に基づき、事案を移送し、開示請求者に事案を移送した旨を通知すること。

へ 条例第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。

ト 条例第二十一条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。

チ 条例第二十九条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報に訂正する旨の決定をし、訂正請求者はその旨を通知すること。

リ 条例第二十九条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報に訂正しない旨の決定をし、訂正請求者はその旨を通知すること。

ヌ 条例第三十条第二項の規定に基づき、訂正決定等の期限の延長をし、訂正請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

ル 条例第三十一条の規定に基づき、訂正決定等の期限の特例延長をし、訂正請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。

ヲ 条例第三十二条第一項の規定に基づき、事案を移送し、訂正請求者に事案を移送した旨を通知すること。

ワ 条例第三十三条の規定に基づき、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合にその旨を提供先に通知すること。

カ 条例第三十七条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。

コ 条例第三十七条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。

ク 条例第三十八条第二項の規定に基づき、利用停止決定等の期限の延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

ケ 条例第三十九条の規定に基づき、利用停止決定等の期限の特例延長をし、利用停止請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。

コ 条例第四十一条の規定に基づき、同条各号に掲げるものに諮問をした旨を通知すること。

ツ 知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）第十一号第一項の規定に基づき、個人情報が記

録された公文書等の閲覧又は視聴取を中止すること。

第二十一条の三第五号中「第二条第五号から第七号まで」を「第二条第五号から第八号まで」に、「第十一号から第十三号まで」を「第十二号」に改める。

第二十一条の四第二号ロ中、「第十号ロ」を「並びに第十号ロ」に改め、「並びに第十五号イ」を削り、同条第三号ロ中、「第十一号から第十四号まで及び第十五号ロ」を「及び第十一号」に改める。

第二十一条の四の二（見出しを含む。）中「及び精神病院」を削り、同条第一号イ中「、第十号」を削り、同号ハ中「第十一号から第十五号まで」を「第十一号」に改める。

第二十一条の五第二号ニ中、「第十一号から第十四号まで並びに第十五号イ」を「並びに第十一号」に改め、同条第五号ロを削る。

第二十一条の六第二号ハ中、「第十一号から第十四号まで及び第十五号イ」を「並びに第十一号」に改め、同条第五号ロを削る。

第二十一条の七第一号ロ中「第十四号」を「第十一号」に改める。

第二十一条の八第一号ニ中、「第十一号から第十四号まで並びに第十五号イ」を「並びに第十一号」に改め、同条第三号ロを削る。

第二十一条の九第一号ニ中、「第十一号から第十四号まで並びに第十五号イ」を「並びに第十一号」に改め、第四号ロを削る。

第二十一条の十第二号中「、第十号イ」を「並びに第十号イ」に改め、「並びに第十号イ」を削る。

第二十二条第一項第一号中「保健所」を「保健福祉環境事務所」に改め、同項第二号中「第十一号から第十五号まで」を「第十一号」に、「保健所」を「保健福祉環境事務所」に改め、同条第二項第二号中「福岡県東京事務所」を「東京事務所」に、「県税事務所」を「福岡県博多県税事務所、福岡県東福岡県税事務所、福岡県西福岡県税事務所、福岡県筑紫県税事務所、福岡県北九州東県税事務所、福岡県北九州西県税事務所、福岡県飯塚・直方県税事務所、福岡県久留米県税事務所、アジア文化交流センター」に改める。

第二十二条の二第一項第二号中「第十一号から第十四号まで」を「第十一号」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「第二十一条第十四号」を「第二十一条第十一号」に

改める。

第二十二条の三第一項第一号に次のように加える。

へ 福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）第十二条の規定に基づき、特種勤務の実績を承認すること。

第二十二条の三第一項第三号中「第二条第五号から第七号まで」を「第二条第五号から第八号まで」に、「第十一号から第十三号まで」を「第十二号」に改める。

第二十三条第三項第二号中「福岡県東京事務所」を「東京事務所」に、「県税事務所

」を「福岡県博多県税事務所、福岡県東福岡県税事務所、福岡県西福岡県税事務所、福岡県筑紫県税事務所、福岡県北九州東県税事務所、福岡県北九州西県税事務所、福岡県飯塚・直方県税事務所、福岡県久留米県税事務所、アジア文化交流センター」に改める。
第二十四条（見出しを含む。）中「及び精神病院」を削る。
別表一第十項の四を次のように改める。

名 課	項	知事決裁事項	副知事専決事項	部長等専決事項	次長専決事項	課 長 専 決 事 項
-----	---	--------	---------	---------	--------	-------------

十の四 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務
この項中個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を「施行令」という。

- 1 法第十二条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者等への支援を行うこと。
- 2 法第十三条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する苦情についてあつせん等を行うこと。
- 3 施行令第十一条第一項及び法第三十二条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を徴すること。
- 4 施行令第十一条第一項及び法第三十三条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、必要な助言をすること。
- 5 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第一項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

<p>十の五 福岡県個人情報保護条例（以下この項中「条例」という。）の規定に基づく個人情報の保護に関する事務</p>	<p>名 項</p>	<p>別表一第十項の四の次に次の一項を加える。</p>	
	<p>知事決裁事項</p>		
	<p>副知事専決事項</p>		
	<p>部長等専決事項</p>		
	<p>次長専決事項</p>		
	<p>課 長 専 決 事 項</p>		<p>6 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第二項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>7 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第三項に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>8 施行令第十一条第四項に基づき、主務大臣に報告すること。</p> <p>9 施行令第十一条第二項及び法第三十七条に基づき、認定個人情報保護団体として認定し、公示すること。</p> <p>10 施行令第十一条第二項及び法第四十条に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止について公示すること。</p> <p>11 施行令第十一条第二項及び法第四十六条に基づき、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し、報告を徴すること。</p> <p>12 施行令第十一条第二項及び法第四十七条に基づき、認定個人情報保護団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>13 施行令第十一条第二項及び法第四十八条に基づき、認定個人情報保護団体の認定を取消し、その旨公示すること。</p>

各 課 共 通

1 条例第四十条の規定に基づき、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについて福岡県個人情報保護審議会に諮問し、裁決又は決定をすること。

1 条例第十七条第一項の規定に基づき、個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者とその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。

2 条例第十七条第二項の規定に基づき、個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。

3 条例第十八条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

4 条例第十九条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。

5 条例第二十条第一項の規定に基づき、事案を移送し、開示請求者に事案を移送した旨を通知すること。

6 条例第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。

7 条例第二十一条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を知ること。

8 条例第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報及び開示の方法を定めること。

- 9 条例第二十九条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報に訂正する旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
- 10 条例第二十九条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報に訂正しない旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
- 11 条例第三十条第二項の規定に基づき、訂正決定等の期限の延長をし、訂正請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
- 12 条例第三十一条の規定に基づき、訂正決定等の期限の特例延長をし、訂正請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
- 13 条例第三十二条第一項の規定に基づき、事案を移送し、訂正請求者に事案を移送した旨を通知すること。
- 14 条例第三十三条の規定に基づき、訂正決定に基づく個人情報に訂正の実施をした場合にその旨を提供先に通知すること。
- 15 条例第三十七条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報に利用停止する旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
- 16 条例第三十七条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報に利用停止しない旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。

別表一第十二項課長専決事項の上欄第十四号中「第二条第五号から第七号まで及び第十一号」を「第二条第五号から第八号まで及び第十二号」に改め、同表第十三項中「児童手当法を「法」、」を削り、「職員給与条例」、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）を「単労給与条例」、福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則を「退職手当規則」、福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）を「給与規則」を「条例」、福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則を「規則」に改め、同項課長専決事項の上欄第一号中「職員給与条例」を「条例」に改め、同項課長専決事項の中欄各号を削り、同項課長専決事項の下欄第一号を次のように改める。

1 規則第十二条の規定に基づき、特殊勤務の実績を承認すること。

別表一第十三項課長専決事項の下欄中第二号から第六号までを削り、同第十八項知事専決事項の欄第二号中「福岡県社会福祉審議会、福岡県児童福祉審議会、福岡県環境審議会、福岡県特別職報酬等審議会」を「及び福岡県特別職報酬等審議会」に改め、「福岡県総合計画審議会、福岡県青少年問題協議会及び北九州地方総合計画審議会」及

	<p>17 条例第三十八条第二項の規定に基づき、利用停止決定等の期限の延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p> <p>18 条例第三十九条の規定に基づき、利用停止決定等の期限の特例延長をし、利用停止請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。</p> <p>19 条例第四十一条の規定に基づき、同条各号に掲げる者に諮問をした旨を通知すること。</p> <p>20 規則第十一条第一項の規定に基づき、個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴又は聴取の中止を命ずること。</p>

び、「専門委員及び臨時委員」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項副知事専決事項の欄中第一号を削り、同項同欄第二号を同項同欄第一号とし、同項部長等専決事項の欄第一号中「及び副知事」を削り、同表第十九項課長専決事項の下欄第一号中「通勤証明、扶養に関する証明、給与に関する証明等」を「（職員証を除く。）」に改め、同表の注の1中「準備室」を「総務事務センター」に改める。

別表二第二号を次のように改める。

<p>別表一第十三項課長専決事項の下欄中第二号から第六号までを削り、同第十八項知事専決事項の欄第二号中「福岡県社会福祉審議会、福岡県児童福祉審議会、福岡県環境審議会、福岡県特別職報酬等審議会」を「及び福岡県特別職報酬等審議会」に改め、「福岡県総合計画審議会、福岡県青少年問題協議会及び北九州地方総合計画審議会」及</p>
--

2 需用費の支出に係るものうち、性質上契約によるべきもの	食糧費	八〇万円以上	四〇万円以上八〇万円未満 総務部長（財政課長経由） 二〇万円以上四〇万円未満各部長	一〇万円以上 二〇万円未満	二〇万円以上 八〇万円未満	全額	四万円以上 一〇万円未満
	消耗品中定期刊行物の購読				八〇万円以上	全額	二〇万円以上 八〇万円未満
	電子集約物品の購入				八〇万円以上 （物品の購入及び修繕に係るものはセンター課長合議）	全額	二〇万円以上 八〇万円未満
	右以外のもの					全額	管財課長
物品の購入に係る単価契約の締結						全額	センター課長
庁舎の光熱水費及び修繕に係る単価契約の締結						全額	センター課長

別表二第五号を次のように改める。

5 使用料及び賃借料の支出に係るもの	一般旅客自動車の借り上げに係る単価契約の締結	四、〇〇〇万円以上 一億円未満	二、〇〇〇万円以上 四、〇〇〇万円未満	全額	センター課長
	右以外のもの		二、〇〇〇万円以上 四、〇〇〇万円未満	全額	センター課長

別表二の注の1中「準備室」を「総務事務センター」に改め、同表の注の2中「地労委事務局」を「福岡県労働委員会事務局」に改め、同表の注の6中「林政課長」を「緑化推進課長」に改める。

別表三中「規定する課長」の次に「（財務規則第二十四条第五項に規定する場合にあつてはセンター課長）」を加え、同表の注の1中「準備室」を「総務事務センター」に改め、同表の注の2中「地労委事務局」を「福岡県労働委員会事務局」に改める。

別表四中「準備室長」を「センター課長」に、「準備室に」を「総務事務センターに」に、「準備室の」を「総務事務センターの」に改め、同表の注中「準備室長」を「センター課長」に、「準備室に」を「総務事務センターに」に、「準備室の」を「総務事務センターの」に改める。

別表五中「準備室長」を「センター課長」に、「準備室に」を「総務事務センターに」に、「準備室の」を「総務事務センターの」に改める。

別表六 一 総務部の表人事課の項第九項総務部長専決事項の欄第五号中「第二条第十二号」を「第二条第十三号」に改め、同項人事課長専決事項の上欄第三号中「第二十一条の二第二項第四号、第二十一条の三第四号」を「第二十一条の二第二項第五号、第二十一条の三第五号」に改め、「第二十一条の四第一号及び第二号」の下に、「第二十一条の四の二第一号」を加え、同項同欄第四号中「第二条第十二号」を「第二条第十三号」に改め、同表人事課の項第十五項中「条例」、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の下に「(昭和三十三年福岡県条例第四十七号)」を加え、同表人事課の項第十六項中「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則」の下に「(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号)」を、「福岡県職員の退職

手当に関する条例の施行に関する規則」の下に「(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)」を加え、同表人事課の項第十八項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同表人事課の項第十九項知事決裁事項の欄第三号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同項総務部長専決事項の欄第三号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同表人事課の項第二十一項知事決裁事項の欄第一号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同項人事課長専決事項の上欄第一号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同項人事課長専決事項の中欄第一号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同表人事課の項第二十三項を第二十四項とし、第二十二項の次に次の一項を加える。

課 事	人 事 課 長 専 決 事 項
<p>二十三 人事行政の運営等の状況の公表に関する事務</p> <p>この項中福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年福岡県条例第八号)を「条例」という。</p>	<p>知事決裁事項</p> <p>副知事専決事項</p> <p>総務部長専決事項</p> <p>職員長専決事項</p>
<p>1 条例第六条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表すること。</p> <p>2 条例の制定及び一部改正に伴う事務の運用について通達又は通知を行うこと。</p>	

別表六 一 総務部の表税務課の項税務課長専決事項の上欄に次の一号を加える。

37 軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務のうち県内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者に係る調査及び広域的かつ緊急に処理することを要する事務で規則で定めるものに係る調査に関すること。

別表六 一 総務部の表税務課の項税務課長専決事項の下欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号を二号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十四号とし、第十八号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、同表地方課の項第八項総務部長専決事項の欄中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同項同欄第六号中「第三十五条第二項」を「第三十四条第二項」に、「変更承認を」を「変更

り、同項同欄第五号中「第三十五条第三項」を「第三十四条第三項」に、「変更を承認」を「変更に同意」に改め、同号を同項同欄第四号とし、同表県民情報課の項第二項知事決裁事項の欄第一号中「第二十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項同欄第二号中「第二十九条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同項総務部長専決事項の欄第一号中「第五条第四号及び第六条」を「第五条第二項第六号及び第六条第三号」に改め、同項同欄第二号中「第二十八条」を「第四十九条」に改め、同項同欄第三号中「第二十九条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同項県民情報課長専決事項の上欄第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項同欄第二号中「第二十七条」を「第四十八条」に改め、同項同欄第三号中「第三十二条」を「第六十八条」に改め、同表消防防災安全課の項中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

名 課 項	消 防 防 災 安 全 課
知事決裁事項	<p>六 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>1 法第二十六条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請すること（法第百八十三条において準用する場合を含む。）。</p> <p>2 法第二十七条第一項の規定に基づき、国民保護対策本部を設置すること（法第三十条及び法第百八十三条において準用する場合を含む。）。</p> <p>3 法第二十八条第五項の規定に基づき、国民保護対策本部に現地対策本部を置くこと（法第百八十三条において準用する場合を含む。）。</p> <p>4 法第三十四条第一項の規定に基づき、国民保護計画を作成すること。</p> <p>5 法第三十四条第六項の規定に基づき、作成した国民</p>
副知事専決事項	<p>1 法第二十五条第二項の規定に基づき、総務大臣から、県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を受けた旨の通知を受けること（法第二十五条第四項及び法第百八十三条において準用する場合を含む。）。</p> <p>2 法第五十二条第一項の規定に基づき、総務大臣から、避難措置の指示を受けること（法第百八十三条において準用する場合を含む。）。</p> <p>3 法第五十二条第六項の規定に基づき、総務大臣から、避難措置の指示をした旨の通知を受けること（法第五十三条第三項及び法第百八十三条において準用する場合を含む。）。</p> <p>4 法第五十三条第二項の規定に基づき、総務大臣から、避難措置の指示を受けること（法第三十六條第四項の規定に基づき、国民保護業務計画の作成について、指定地方公共機関からの報告を受け、必要な助言をすること（法第三十六條第七項において準用する場合を含む</p>
総務部長専決事項	<p>1 法第二条第二項の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。</p> <p>2 法第二十六条第二項の規定に基づき、市町村が市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する旨を内閣総理大臣に対し、進達すること（法第百八十三条において準用する場合を含む。）。</p> <p>3 法第三十四条第五項の規定に基づき、国民保護計画の作成についてあらかじめ内閣総理大臣に協議すること（法第三十四条第八項において準用する場合を含む。）。</p> <p>4 法第三十四条第六項の規定に基づき、作成した国民保護計画を市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知し、公表すること（法第三十四条第八項において準用する場合を含む。）。</p> <p>5 法第三十五条第五項の規定に基づき、市町村国民保護計画の作成について、市町村長からの協議を受けること（法第三十五条第八項において準用する場合を含む。）。</p> <p>6 法第三十六条第四項の規定に基づき、国民保護業務計画の作成について、指定地方公共機関からの報告を受け、必要な助言をすること（法第三十六條第七項において準用する場合を含む</p>
次長専決事項	
消 防 防 災 安 全 課 長 専 決 事 項	<p>1 法第三十二条第五項の規定に基づき、資料又は情報を提供し、意見の陳述その他必要な協力を行うこと（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）。</p> <p>2 法第三十三条第五項の規定に基づき、指定行政機関の長から国民保護計画の作成の通知を受理すること（法第三十三条第七項において準用する場合を含む。）。</p> <p>3 法第三十三条第六項の規定に基づき、指定行政機関の長に資料又は情報を提供し、意見の陳述その他必要な協力を行うこと（法第三十三条第七項、法第三十五条第七項、法第三十六条第六項及び法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）。</p> <p>4 法第三十四条第四項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し意見を聴取し、意見を述べること（法第三十四条第八項において準用する場合を含む。）。</p> <p>5 法第三十四条第七項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、資料又は情報を提供、意見の陳述その他必要な協力を求めること（法第三十四条第八項において準用する場合を含む。）。</p> <p>6 法第三十六条第五項の規定に</p>

別表六 一 総務部の表中

準備室

を

総務センター

に、

	<p>保護計画を議会に報告すること（法第三十四条第八項において準用する場合を含む。）。</p> <p>5 法第九十七条第四項の規定に基づき、対策本部長に対し、必要な措置を講ずるよう要請すること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。</p>
	<p>を解除した旨の通知を受けること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。</p> <p>5 法第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、対策本部長から、救援の指示を受けること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。</p> <p>6 法第九十七条第三項の規定に基づき、対策本部長から、武力攻撃災害への対処の指示を受けること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。</p>
	<p>）。</p> <p>7 法第四十五条第三項の規定に基づき、総務大臣から、警報を発令した旨の通知を受けること（法第五十一条第二項及び法第八十三條において準用する場合を含む。）。</p> <p>8 法第九十八条第三項又は第四項の規定に基づき、通知又は通報を受けること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。</p> <p>9 法第四百八条第一項の規定に基づき、避難施設を指定すること。</p>
	<p>に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関から国民保護計画の作成の通知を受理すること（法第三十六条第七項において準用する場合を含む。）。</p> <p>7 法第四百九条の規定に基づき、避難施設の管理者から施設の廃止又は変更の届出を受領すること。</p>

準備室長専決事項

センター課長専決事項

に改め、同表準備室の項第

三項中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を、「法」の下に

「、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を「単労給与条例

」を、「特別職等退職手当条例」の下に「、福岡県職員の給与に関する条例等の施行

行に関する規則を「職員給与規則」を加え、同項準備室長専決事項の上欄第五号を削

り、同項準備室長専決事項の中欄に次の六号を加える。

1 給与規則第十条及び単労給与条例第六条の規定に基づき、職員の扶養親族届に係る

事実及び扶養手当の月額を認定すること。

2 給与規則第十二条の六及び単労給与条例第六条の規定に基づき、支給すべき住居手

当の月額を決定し、又は改定すること。

3 給与規則第十二条の十五及び単労給与条例第六条の規定に基づき、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること（財務担当所長及び病院長委任事項を除く。）。

4 給与規則第十二条の十六及び単労給与条例第六条の規定に基づき、職員のうち交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが困難である職員を認定すること（財務担当所長及び病院長委任事項を除く。）。

5 給与規則第十二条の三十四及び単労給与条例第六条の規定に基づき、支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

6 初任給調整手当の支給期間及び支給額を決定し、又は変更決定すること。

別表六 一 総務部の表準備室の項第三項準備室長専決事項の下欄第一号中「送付及び」を「及び退職票の」に改め、同号を同項同欄第八号とし、同項の前に次の七号を加える。

1 法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定に基づき、職員の児童手当の認定を行うこと。

2 給与規則第十一条の二及び単労給与条例第六条の規定に基づき、職員の扶養親族が扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

3 給与規則第十二条の十及び単労給与条例第六条の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

4 給与規則第十二条の二十七及び単労給与条例第六条の規定に基づき、職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを随時確認すること（出先機関の長及び分場等の長委任事項を除く。）。

5 給与規則第十二条の三十七及び単労給与条例第六条の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

6 退職手当規則第七条の規定に基づき、職員退職票を交付すること。

7 退職手当規則第八条の規定に基づき、職員退職票を交付すること。

別表六 一 総務部の表準備室の項第三項準備室長専決事項の下欄に次の一号を加える。

9 退職手当規則第十条の規定に基づき、受給資格証及び台帳への記入並びに受給資格証の返付を行うこと。

別表六 一 総務部の表準備室の項第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

<p>一 タンセ務事務総</p>	<p>名 課</p>
<p>四 職員の身分等の証明に関する事務</p>	<p>項</p>
<p></p>	<p>知事専決事項</p>
<p></p>	<p>副知事専決事項</p>
<p></p>	<p>総務部長専決事項</p>
<p></p>	<p>次長専決事項</p>
<p></p>	<p>センター課長専決事項</p>
<p></p>	<p></p>
<p>1 職員の身分証明（職員証に限る。）及び扶養に関する証明を行うこと。</p> <p>2 職員の通勤及び給与に関する証明を行うこと（本庁に係るものに限る。）。</p>	<p></p>

別表六 二 企画振興部の表水資源対策局開発課の項第一項知事決裁事項第一号及び第二号を削り、同項企画振興部長専決事項の欄に次の二号を加える。

1 法第三条第一項の規定に基づき、水源地域の指定を国土交通大臣に申し出ること。
2 法第四条第一項及び第五項の規定に基づき、水源地域整備計画の案を作成し、又は変更し、国土交通大臣に提出すること。

別表六 三 保健福祉部の表児童家庭課の項第一項保健福祉部長専決事項の欄第一号中「第二十七条第一項第三号」を「第六条の三」に改め、「及び保護受託者」を削り、同項児童家庭課長専決事項の上欄第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表児童家庭課の項第五項児童家庭課長専決事項の上欄第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十九号までを削り、第二十号を第十四号とし、第二十一号から第二十五号までを六号ずつ繰り上げ、同表障害者福祉課の項第三項障害者福祉課長専決事項の上欄第十六号中「16」を「16」に改め、「報告を求め、」の下に「又は」を、「所属職員に」の下に「関係者に」を、「検査させること」の下に「(保健福祉環境事務所長と共管)」を加え、同項同欄に次の一号を加える。

17 法第五十条の三の三第一項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対し、報告を求め、又は所属職員に關係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること(精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業については保健福祉環境事務所長と共管)。

別表六 三 保健福祉部の表障害者福祉課の項第四項障害者福祉課長専決事項の上欄第九号中「検査させること」の下に「(精神障害者社会復帰施設及び精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業に限る。))のみを経営する法人については保健福祉環境事務所長と共管」を加え、同表健康対策課の項第三項健康対策課長専決事項の上欄第三号中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、同項同欄第十二号中「ツベルクリン反応検査」を削り、同表健康対策課の項第六項健康対策課長専決事項の中欄第二号中「抹消すること」の下に「(施行規則附則第五条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同項同欄第三号中「訂正すること」の下に「(施行規則附則第五条第一項において準用する場合を含む

。)」を加え、同項同欄第二十八号中「第四条第二項」の下に「及び第四条の三第二項」を加え、同項健康対策課長専決事項の下欄第二号中「返還すること」の下に「(施行規則附則第五条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同表医療指導課の項第七項医療指導課長専決事項の上欄第三号中「許可すること」の下に「(委任規則第二十条の規定により保健福祉環境事務所長に委任したものを除く。)」を加え、同表生活衛生課の項第八項生活衛生課長専決事項の上欄第三号中「クリーニング所」の下に「又は業務用の車両」を加え、同項同欄第五号中「第八条」を「第七条」に改め、同項生活衛生課長専決事項の中欄第三号中「第九条」を「第八条」に改め、同表生活衛生課の項第十項生活衛生課長専決事項の上欄第五号中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改め、同項生活衛生課長専決事項の中欄第一号中「第三条第三項」を「第四条第三項」に改め、同表生活衛生課の項第十六項生活衛生課長専決事項の下欄第一号中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同表薬務課の項第七項保健福祉部長専決事項の欄第二号中「医療用具の販売業者等」を「高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者」に改め、同項同欄第三号中「製造業者等」を「製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者」に改め、同項同欄第五号中「第十五条の四第一項第三号」を「第八十条第一項第四号」に、「製造」を「製造販売」に改め、同項同欄第六号中「第十五条の四第一項第三号」を「第八十条第一項第四号」に、「医薬品の」を「販売医薬品の製造販売業者及び」に改め、同項同欄第七号を次のように改める。

7 施行令第八十条第二項第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する事務所について、法第七十五条第一項に規定する製造販売業者の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずること。

別表六 三 保健福祉部の表薬務課の項第七項保健福祉部長専決事項の欄第八号中「第十五条の四第二項第三号」を「第八十条第二項第四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に、「営業所」を「事業所」に、「輸入販売業者」を「修理業者」に改め、同項同欄に次の一号を加える。

9 施行令第八十条第二項第六号の規定に基づき、同項第五号に規定する製造販売について、法第七十四条の二第一項及び第三項に規定する承認を取り消し、又は承認事項の一部変更を命ずること。

別表六 三 保健福祉部の表薬務課の項第七項薬務課長専決事項の上欄第一号中「第

- 五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項同欄第二号中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に、「第二十八条」を「第二十七条」に改め、同項同欄第三号中「第二十条」を「第二十一条」に改め、「(法第二十三条において準用する場合を含む。)」を削り、同項同欄第四十号中「第四十条」を「第五十九条」に改め、同号を同項同欄第五十八号とし、同項同欄第三十九号中「第十八条の四」を「第四十一条」に改め、「医薬品」の下に「又は医療機器」を加え、同号を同項同欄第五十七号とし、同項同欄第三十八号中「第十八条の三第四項」を「第四十条第四項」に改め、同号を同項同欄第五十六号とし、同項同欄第三十七号中「第十二条第四項、第十四条第三項、第二十六条の十四第三項及び第三十条第三項」を「第十六条第四項、第十九条第三項、第二十五条第三項及び第百四十六条第三項」に、「第六条第二号二」を「第五条第三号二」に改め、同号を同項同欄第五十五号とし、同号の前に次の六号を加える。
- 49 施行令第八十条第二項第四号の規定に基づき、同項第三号に規定する製造業者等について、法第七十七条の四の三に規定する回収に着手した旨の報告を受けること。
- 50 施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき、同号に規定する医薬品等について、法第十四条第一項、第九項及び第十項に規定する製造販売の承認を与え、又はその承認事項の一部変更を承認し、若しくは軽微な変更について、その届出を受領すること。
- 51 施行令第八十条第二項第六号の規定に基づき、同項第五号に規定する製造販売について、法第七十四条の二第二項及び第三項に規定する承認事項の一部変更を命ずること。
- 52 施行令第八十条第二項第七号の規定に基づき、法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する者について、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が基準に適合しているかどうかについて調査を行うこと。
- 53 施行令第八十条第二項第七号の規定に基づき、法第八十条第一項に規定する製造所について、製造管理又は品質管理の方法が基準に適合しているかどうかについて調査を行うこと。
- 54 施行令第八十条第二項第八号の規定に基づき、同項第一号に規定する製造販売業について、法第十四条の九に規定する化粧品等の製造販売の届出を受領すること。
- 別表六 三 保健福祉部の表薬務課の項第七項薬務課長専決事項の上欄第三十五号

- 及び第三十六号を削り、同項同欄第三十四号中「第十五条の四第二項第三号」を「第八条第二項第四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に、「営業所」を「事業所」に、「輸入販売業」を「修理業」に改め、同号を同項同欄第四十八号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 47 施行令第八十条第二項第四号の規定に基づき、同項第三号に規定する製造業者又は修理業者に対して、法第七十二条の三に規定するその業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命じ、又はその条件に対する違反を是正するために必要な措置を採るべきことを命ずること。
- 別表六 三 保健福祉部の表薬務課の項第七項薬務課長専決事項の上欄第三十三号中「第十五条の四第二項第三号」を「第八十条第二項第四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「又は営業所」を削り、「第七十二条の三」を「第七十二条第二項」に改め、同号を同項同欄第四十六号とし、同項同欄第三十二号を削り、同項同欄第三十一号中「第十五条の四第二項第三号」を「第八十条第二項第四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「又は営業所」を削り、「第十五条第二項（法第二十三条において準用する場合を含む。）」を「第六十八条の二第一項」に改め、同号を同項同欄第四十五号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 44 施行令第八十条第二項第四号の規定に基づき、同項第三号に規定する製造所について、法第十九条第二項に規定する休廃止等の届出を受領すること。
- 別表六 三 保健福祉部の表薬務課の項第七項薬務課長専決事項の上欄第三十号中「第十五条の四第二項第三号」を「第八十条第二項第四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「又は営業所」を削り、「第十五条第三項（法第二十三条）を「第七条第四項（法第六十八条の二第二項）」に、「第八十条第三項」を「第七条第三項」に改め、同号を同項同欄第四十三号とし、同号の前に次の九号を加える。
- 34 施行令第八十条第二項第一号の規定に基づき、同号に規定する事務所について、法第十二条第一項に規定する製造販売業の許可を与えること。
- 35 施行令第八十条第二項第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する製造販売業者について、法第十九条第一項に規定する休廃止等の届出を受領すること。
- 36 施行令第八十条第二項第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する製造販売業者に対して、法第七十二条第一項に規定する品質管理若しくは製造販売後安全管理の方

法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

37 施行令第八十条第二項第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する製造販売業者に対して、法第七十二条第二項に規定する製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

38 施行令第八十条第二項第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する製造販売業者に対して、法第七十二条の三に規定するその業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命じ、又はその条件に対する違反を是正するために必要な措置を採るべきことを命ずること。

39 施行令第八十条第二項第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する製造販売業者に対して、法第七十三条に規定する総括製造販売責任者の変更を命ずること。

40 施行令第八十条第二項第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する製造販売業者について、法第七十七条の四の三に規定する医薬品等の回収に着手した旨の報告を受けること。

41 施行令第八十条第二項第三号の規定に基づき、同号に規定する製造所について、法第十三条第二項に規定する製造業の許可を与え、又は法第十三条第七項に規定する製造所に係る許可の区分の変更若しくは追加の許可を与えること。

42 施行令第八十条第二項第三号の規定に基づき、同号に規定する事業所について、法第四十条の二第二項に規定する医療機器の修理業の許可を与え、又は法第四十条の二第六項に規定する事業所に係る修理区分の変更若しくは追加の許可を与えること。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の上欄第二十七号から第二十九号までを削り、同項同欄第二十六号中「第十五条の四第一項第三号」を「第八十条第一項第四号」に、「製造」を「製造販売」に改め、同号を同項同欄第三十三号とし、同項同欄第二十五号中「第十五条の四第一項第三号」を「第八十条第一項第四号」に、「製造」を「製造販売」に改め、「第七十四条の二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号を同項同欄第三十二号とし、同項同欄第二十四号中「第十五条の四第一項第三号」を「第八十条第一項第四号」に、「医薬品の」を「販売医薬品の製造販売業者及び」に、「管理者又は責任技術者」を「総括製造販売責任者又は管理者」に改め、

同号を同項同欄第三十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

30 施行令第八十条第一項第四号の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者について、法第七十二条の三に規定するその業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の上欄第二十三号中「第十五条の四第一項第三号」を「第八十条第一項第四号」に、「医薬品の」を「販売医薬品の製造販売業者及び」に改め、同号を同項同欄第二十九号とし、同号の前に次の五号を加える。

24 施行令第五十八条、第五十九条、第六十条及び第六十一条の規定に基づき、医薬品等の検定を受けようとする者からの申請を受領し、試験品を採取の上、その申請書及び試験品を検定機関に送付し、検定機関からの検定の結果通知及び検定合格証紙を受領し、医薬品等の容器等に封を施すこと。

25 施行令第八十条第一項第一号の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売について、法第十二条第一項に規定する製造販売業の許可を与えること（保健監専決事項を除く。）。

26 施行令第八十条第一項第一号の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売について、法第十四条第一項、第九項及び第十項に規定する製造販売の承認を与え、又はその承認事項の一部変更を承認し、若しくは軽微な変更について、その届出を受領すること（保健監専決事項を除く。）。

27 施行令第八十条第一項第二号の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造について、法第十三条第二項に規定する製造業の許可を与えること（保健監専決事項を除く。）。

28 施行令第八十条第一項第三号の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る法第十四条の九の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売の届出を受領すること（保健監専決事項を除く。）。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の上欄第二十号から第二十二号までを削り、同項同欄第十九号中「第七条第三号」を「第五十二条第三号」に改め、同号を同項同欄第二十三号とし、同項同欄第十八号中「第六条」を「第五十一条」に改め、同号を同項同欄第二十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

20 施行令第二十二条第三項において読み替えて適用される同条第一項（第七十二条第一項において準用される場合を含む。）の規定に基づき、医薬品等の製造販売承認を受けようとする者からのGMP適合性調査の申請書を受領すること。

21 施行令第三十五条第一項及び第二項において読み替えて適用される同条第一項の規定に基づき、医薬品等の外国特例承認取得者に関する変更の届出を受領すること。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の上欄中第十七号を第十九号とし、同項同欄第十六号中「一般販売業」の下に「若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を加え、同号を同項同欄第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

17 法第七十二条の三の規定に基づき、薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対して、その業務の運営等の改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の上欄中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項同欄第九号中「製造業者」を「製造販売業者」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第八号の次の一号を加える。

9 法第三十九条第一項の規定に基づき、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を与えること（保健監専決事項を除く。）。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の中欄第三号中「第三十九条第一項」を「第三十九条の三第一項」に、「医療用具」を「管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）」に改め、同項同欄第六号中「第十一条」を「第六十一条」に改め、同号を同項同欄第七号とし、同項同欄第五号中「第二条」を「第四十四条」に、「及び医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同項同欄第六号とし、同項同欄第四号中「第一条の四の二第二項」を「第十一条第一項」に、「第一条の七」を「第五十五条」に改め、同号を同項同欄第五号とし、同項同欄第三号の次に次の一号を加える。

4 施行令第四条第一項の規定に基づき、医薬品等の製造販売業の許可証を交付すること（保健監専決事項を除く。）。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の下欄第二号中「第

一条の二」を「第二条」に改め、同項同欄第六号中「第二十九条の六」を「第四百四十四条」に改め、同号を同項同欄第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

11 施行令第四十八条の規定に基づき、薬局開設、医薬品等の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可に関する台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、必要な事項を記載すること（委任規則第二十条の規定により保健福祉環境事務所長に委任したものを除く。）。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の下欄第五号中「第四条第三項及び第四条の二」を「第四十六条第三項及び第四十七条」に、「及び医薬品等の販売業」を「、医薬品等の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第四号中「第三条第二項及び第四条第二項」を「第四十五条第二項及び第四十六条第二項」に、「及び医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同項同欄第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

6 施行令第十五条第一項の規定に基づき、医薬品等の製造業の許可に関する台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、必要な事項を記載すること（施行令第五十五条において準用する場合を含み、委任規則第二十条の規定により保健福祉環境事務所長に委任したものを除く。）。

7 施行令第十九条第一項の規定に基づき、医薬品等の承認に関する台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、必要な事項を記載すること（委任規則第二十条の規定により保健福祉環境事務所長に委任したものを除く。）。

8 施行令第二十四条第一項の規定に基づき、適合性調査に関する台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、必要な事項を記載すること（施行令第七十二条第一項において準用する場合を含む。）。

別表六 三 保健福祉部の表業務課の項第七項業務課長専決事項の下欄第三号中「第一条の四の三第四項、第一条の四の四第五項及び第一条の四の五第二項」を「第十二条第二項、第十三条第二項及び第四項並びに第十四条第一項」に、「第一条の七」を「第五十五条」に改め、同号を同項同欄第五号とし、同項同欄第二号の次に次の二号を加える。

3 施行令第五条第二項、第六条第二項及び第四項並びに第七条第一項の規定に基づき

、医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付若しくは再交付をし、又は返納された許可証を受領すること（保健監事専決事項を除く。）。

4 施行令第八条第一項の規定に基づき、医薬品等の製造販売業の許可に関する台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、必要な事項を記載すること（委任規則第二十条の規定により保健福祉環境事務所長に委任したものを除く。）。

別表六 三 保健福祉部の表国保・援護課の項第六項国保・援護課長専決事項の上欄第十九号中「第六条第一項」を「第六条第二項」に改め、同表国保・援護課の項第十一項国保・援護課長専決事項の上欄第八号中「第十八条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同表国保・援護課の項第十四項保健福祉部長専決事項の欄第二号を削り、同項国保・援護課長専決事項の上欄に次の一号を加える。

3 戦没者等の遺骨、遺留品等の伝達を行うこと。
 別表六 四 環境部の表環境政策課の項第一項副知事専決事項の欄第一号中「第八条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項同欄第二号中「第十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項同欄第三号中「第十一条第四項」を「第二十四条第四項」

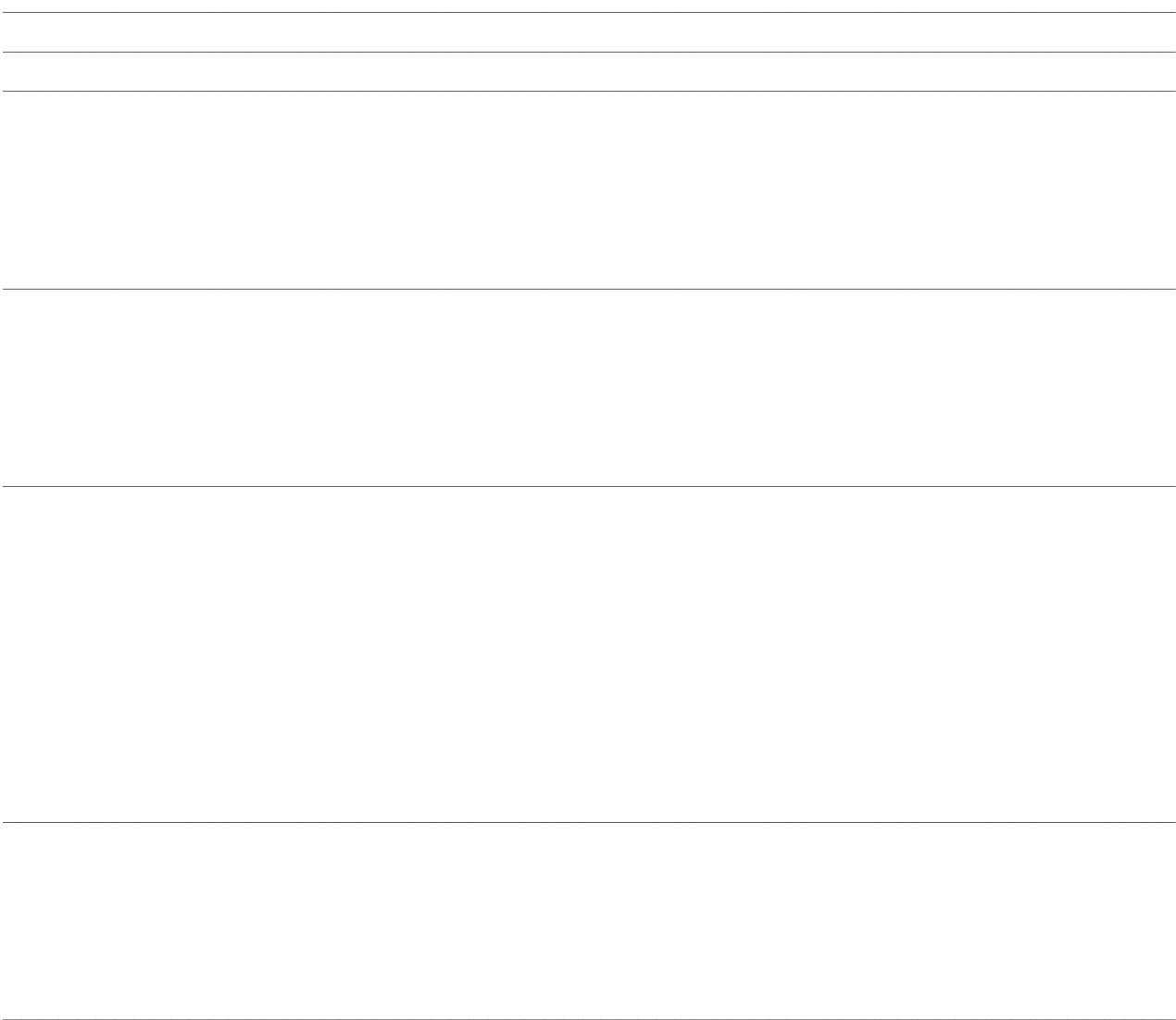
」に改め、同項環境部長専決事項の欄第一号中「第八条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同項同欄第二号中「第八条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同項同欄第三号中「第十条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同項同欄第四号中「第十一条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同項環境政策課長専決事項の上欄第一号中「第十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同表環境保全課の項第十五項環境部長専決事項の欄第一号中「（法第二十八条並びに第三十三条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項同欄第三号及び第四号を削り、同項環境保全課長専決事項の上欄第三号、第四号及び第五号中「（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項同欄第十号から第三十四号までを削り、同項同欄第三十五号中「第七十条」を「第四十三条」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第三十六号中「第七十一条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同項同欄第十一号とし、同表環境保全課の項第十七項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

名 課	項	知事専決事項	副知事専決事項	環境部長専決事項	次長専決事項	環境保全課長専決事項	
環境保全課	十七	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第十九条の規定に基づく経過措置に関する事務		<p>1 特定フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十八条の規定による改正前のもの。以下この項中「法」という。）第三十三条第一項及び十七条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、その旨を第二種フロン類回収業者に通知すること。</p> <p>2 法第四十三条第六項の規定に</p>		<p>1 法第三十条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者を登録し、その旨を申請者に通知すること（大牟田市の区域に限る。）。</p> <p>2 法第三十一条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること（大牟田市の区域に限る。）。</p> <p>3 法第三十二条第二項の規定に基づき、第二種フロン類回収業</p>	

に基づき、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し命令すること。

3 法第六十四条第二項の規定に基づき、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し命令すること。

- 者の登録をすること(同条第六項において準用する場合を含む。)
- 4 法第三十二条第三項の規定に基づき、国土交通大臣の通知を受領すること。
- 5 法第三十二条第四項において準用する第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者に登録した旨又は登録を拒否した旨を通知すること(同条第六項において準用する場合を含む。)
- 6 法第三十二条第七項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者に通知すること。
- 7 法第三十二条第九項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録をした旨、又は登録をしないことを決定した旨を国土交通大臣に通知すること。
- 8 法第三十三条第一項において準用する法第十二条第二項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録の更新又は登録の更新の拒否をし、その旨を申請者に通知すること(大牟田市の区域に限る。)
- 9 法第三十三条第一項において準用する法第十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による変更届出に係る第二種フロン類回収業者の登録又は登録の変更の拒否をし、その旨を届出者に通知すること(大牟田市の区域に限る。)
- 10 法第三十三条第一項において準用する法第十四条の規定に基



- 18 法第四十二条第一項の規定に基づき、第二種特定製品引取業
- 17 法第三十四条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者からの報告に係る事項を主務大臣に通知すること。
- 16 法第三十三条第二項において準用する第十六条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- 15 法第三十三条第二項において準用する第十五条第一項の規定に基づき、廃業等の届出を受領すること。
- 14 法第三十三条第二項において準用する第十四条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 13 法第三十三条第一項及び第二項において準用する法第二十二條第二項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の報告を受領すること(大牟田市の区域に限る。)(。)
- 12 法第三十三条第一項において準用する法第十六条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録を抹消すること(大牟田市の区域に限る。)(。)
- 11 法第三十三条第一項において準用する法第十五条第一項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の廃業等の届出を受領すること(大牟田市の区域に限る。)(。)

--	--

別表六 四 環境部の表廃棄物対策課の項第二項廃棄物対策課長専決事項の上欄第六十四号中「第十九条の十第三項」を「第十九条の十一第三項」に改め、同号を同項同欄第七十五号とし、同項廃棄物対策課長専決事項の上欄第六十三号中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同号を同項同欄第七十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

72 法第十九条第一項の規定に基づき、所属職員に法第十五条の十七第一項の政令で定める土地の立入検査をさせること。

73 法第十九条の十第一項の規定に基づき、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

別表六 四 環境部の表廃棄物対策課の項第二項廃棄物対策課長専決事項の上欄第六十二号を同項同欄第七十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

70 法第十八条第一項の規定に基づき、法第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者等から同項の政令で定める土地の状況又は指定区域内における土地の形質の変更に關し、必要な報告を求めること。

別表六 四 環境部の表廃棄物対策課の項第二項廃棄物対策課長専決事項の上欄第六十一号を第六十九号とし、同号の前に次の八号を加える。

61 法第十五条の十七第一項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより生活環境の保全上の支障が生じ

者及び第二種フロン類回収業者に対し、指導及び助言をするこ
と。

19 法第四十三条第一項及び第四項の規定に基づき、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し勧告すること。

20 法第四十三条第二項の規定に基づき、第一項の規定に基づく勧告をしようとする場合において、その旨を国土交通大臣に通
知すること。

21 法第六十四条第一項の規定に基づき、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し勧告すること。

22 法第七十条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者等に対し報告を求めること。

⑳ 法第七十一条第一項の規定に基づき、所属職員に第二種フロン類回収業者等の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること（保健福祉環境事務所長と共管）。

課 名	項	知事決裁事項	副知事専決事項	環境部長専決事項	次長専決事項	廃棄物対策課長専決事項
課 策 対 物 棄 廃	六	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務 この項中使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）を「施行令」、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）を「施行規則」、福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成十六年福岡県規則第四十五号）を「施行細則」という。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第二十条第三項の規定に基づき、関連事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 2 法第五十一条の規定に基づき、引取業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命じ、その旨を引取業者に通知すること。 3 法第五十八条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の停止を命じ、その旨をフロン類回収業者に通知すること。 4 法第六十六条の規定に基づき、解体業の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。 5 法第七十二条において準用する法第六十六条の規定に基づき、破砕業の許可を取り消し、又 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第十九条の規定に基づき、登録を受けた引取業者若しくはフロン回収業者又は許可を受けた解体業者若しくは破砕業者に對し、指導及び助言をすること（環境長と共管）。 2 法第二十条第一項の規定に基づき、関連事業者に対し、勧告をすること（保健福祉環境事務所長と共管）。 3 法第二十条第二項の規定に基づき、フロン類回収業者に対し、勧告をすること（保健福祉環境事務所長と共管）。 4 法第六十条第一項の規定に基づき、解体業の許可をすること。 5 法第六十三条の規定に基づき、解体業の変更の届出を受領す 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第六十二条第二項の規定に基づき、解体業許可申請者に不許可の処分を通知すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行細則第二条の規定に基づき、新たな許可証を交付すること。 2 施行細則第三条の規定に基づき、許可証を再交付すること。 3 施行細則第四条の規定に基づき、許可証の返納を受けること。
	六		<p>るおそれがある区域を指定区域として指定すること。</p> <p>62 法第十五条の十七第二項の規定に基づき、指定区域を公示すること。</p> <p>63 法第十五条の十七第四項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部を解除すること。</p> <p>64 法第十五条の十七第五項において準用する同条第二項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部の解除を公示すること。</p> <p>65 法第十五条の十八第一項の規定に基づき、指定区域台帳を調整し、保管すること。</p> <p>66 法第十五条の十九第一項の規定に基づき、指定区域内における土地の形質の変更の届出を受領すること。</p> <p>67 法第十五条の十九第二項及び第三項の規定に基づき、指定区域内において土地の形質の変更に着手している者等の届出を受領すること。</p>	<p>68 法第十五条の十九第四項の規定に基づき、同条第一項の届出をした者に対し、計画の変更を命ずること。</p> <p>別表六 四 環境部の表廃棄物対策課の項第二項廃棄物対策課長専決事項上欄第七十五号の次に次の二号を加える。</p> <p>76 法第二十一条の二第一項の規定に基づき、一般廃棄物の処理施設の設置者から当該処理施設における事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受領すること。</p> <p>77 法第二十一条の二第二項の規定に基づき、一般廃棄物の処理施設の設置者に応急の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>別表六 四 環境部の表廃棄物対策課の項中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。</p>		

6 は事業の停止を命ずること。
 法第九十条第三項の規定に基づき、関連事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

- 6 法第六十四条の規定に基づき、廃業等の届出を受領すること。
- 7 法第六十七条第一項の規定に基づき、破砕業の許可をすること。
- 8 法第七十条の規定に基づき、破砕業の変更の許可をすること。
- 9 法第七十一条の規定に基づき、破砕業の変更の届出を受領すること。
- 10 法第七十二条において準用する法第六十四条の規定に基づき、廃業等の届出を受領すること。
- 11 法第八十八条第四項、第五項及び第六項に基づき、情報管理センターから報告を受領すること。
- 12 法第九十条第一項の規定に基づき、関連事業者に勧告をすること（保健福祉環境事務所長と共管）。
- 13 法第二百二十五条第一項及び第二項の規定に基づき、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。
- 14 法第二百二十六条の規定に基づき、警視総監又は道府県警察本部長の意見を受領すること。
- 15 法第三百十条第一項の規定に基づき、関連事業者に対し、報告を求めること（保健福祉環境事務所長と共管）。
- 16 法第三百十条第二項の規定に基づき、情報管理センターに対し、報告を求めること。

別表六 四 環境部の表監視指導課の項第一項監視指導課長専決事項の上欄に次の二号を加える。

8 法第二十一条の二第一項の規定に基づき、特定処理施設（産業廃棄物に関するものに限る。）の設置者から、当該特定処理施設の事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受領すること。

9 法第二十条の二第二項の規定に基づき、特定処理施設（産業廃棄物に関するものに限る。）の設置者が事故時の応急の措置を講じていないと認める場合に、当該設置者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表六 四 環境部の表自然環境課の項第二項自然環境課長専決事項の上欄第一号中「許可すること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄第三号中「受領すること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄第四号中「許可すること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄第六号中「受領すること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄第十四号中「受領すること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄第十五号中「国定公園」を

「国立公園」に、「国立公園」を「国定公園の普通地域内」に改め、「通知すること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄第十六号中「法第二十条第一項」を「同条第一項」に、「法第二十条第五項」を「同条第五項」に改め、「短縮すること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄第十七号中「命ずること」の下に「（保健福祉環境事務所長専決事項を除く。）」を加え、同項同欄中第五十五号を第六十一号とし、第四十七号から第五十四号までを六号ずつ繰り下げ、第四十六号中「第十八条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号を同項同欄第五十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

51 条例第三十五条の規定に基づき、公園管理団体の業務の運営に関する改善を命ずる

17 法第三十一条の規定に基づき、所属職員に関連事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること（保健福祉環境事務所長と共管）。

こと。

別表六 四 環境部の表自然環境課の項第二項自然環境課長専決事項の上欄第四十五号中「第十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同号を同項同欄第五十号とし、同項同欄第四十四号中「第十四条」を「第二十二条」に改め、同号を同項同欄第四十九号とし、同項同欄第四十三号中「第十三条第六項」を「第二十一条第六項」に改め、同号を同項同欄第四十八号とし、同項同欄第四十二号中「第十三条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同号を同項同欄第四十七号とし、同項同欄第四十一号中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号を同項同欄第四十六号とし、同号の前に次の五号を加える。

41 条例第十三条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、利用調整区域内への立入りを認定し、立入認定証を交付すること。

42 条例第十六条第一項の規定に基づき、指定認定機関の認定関係事務の実施に関する規程を認可すること。

43 条例第十六条第二項の規定に基づき、指定認定機関の毎事業年度の事業計画及び収支予算を認可すること。

44 条例第十六条第四項の規定に基づき、指定認定機関の認定関係事務の休止等を許可すること。

45 条例第十八条第一項の規定に基づき、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすること。

別表六 四の二 生活労働部の表労働局労働政策課の項第三項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同項第五項中「地域雇用開発等促進法」を「地域雇用開発促進法」に改め、「事務」の下に「のうち、他課に属しない事務」を加える。

別表六 五 商工部の表経営金融課の項第六項中「中小企業総合事業団法（平成十一

課 術 技 業 農	名 課	
<p>十一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務のうち、他課に属しない事務</p>	<p>項</p> <p>知事決裁事項</p> <p>副知事専決事項</p>	<p>年法律第十九号）を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）」に改め、同表工業保安課の項第十三項商工部長専決事項の欄第一号中「第八十二条第二項」を「第三百三十七条第二項」に改め、同項同欄第二号中「第八十二条第三項」を「第三百三十七条第三項」に、「第三十九号第五項」を「第三十五号第五項」に改め、同項同欄第三号中「第八十二条第三項」を「第三百三十七条第三項」に、「第三十九号第六項」を「第三十五号第六項」に改め、同項同欄第四号中「第八十五条第二項」を「第四百零二条第二項」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同項同欄第五号中「第八十六条第五項」を「第四百四十一条第五項」に改め、同項工業保安課長専決事項の上欄中「第八十五条第一項」を「第四百零二条第一項」に改める。</p> <p>別表六 六 農政部の表農業振興課の項中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同表生産流通課の項第一項中「玄米及び精米、畜産物、林産物並びに水産物に係るもの以外の」を「量表に関する」に改め、同項農政部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項生産流通課長専決事項の上欄中第五号を削り、第六号を第五号とし</p>
<p>1 法第八条第一項の規定に基づき、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大臣に申し出ること（法第九条において準用する場合を含む。）。</p>	<p>農政部長専決事項</p>	<p>、第七号を第六号とし、同表生産流通課の項第四項農政部長の欄中第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。</p> <p>7 法第十三条の五第一項の規定に基づき、地方卸売市場への転換を許可すること。</p> <p>別表六 六 農政部の表生産流通課長専決事項の上欄中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>2 法第十三条の五第五項の規定に基づき、地方卸売市場への転換の許可に関して農林水産大臣に報告すること。</p>
	<p>次長専決事項</p>	<p>別表六 六 農政部の表生産流通課の項第四項生産流通課長専決事項の上欄中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表農業技術課の項第一項農業技術課長専決事項の上欄第一号中「第十四条第七項」を「第七条第七項」に改め、同項同欄第二号中「第十四条第八項」を「第七条第八項」に改め、同項同欄第三号中「第十四条の四の規定に基づき、専門技術員及び改良普及員」を「第十条の規定に基づき、普及指導員」に改め、同表農業技術課の項中第十項を削り、第十一項を第十項とし、同表農業技術課の項に次の一項を加える。</p>
<p>1 法第十九条の九第一項及び第二項の規定に基づき、表示事項を表示し、若しくは遵守事項を遵守し、又は品質表示の基準を守るべき旨を指示すること。</p> <p>② 法第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、必要な報告を求め、又は所属職員に立入検査をさせること（農林事務所長と共管）。</p> <p>3 法第二十一条第二項の規定に基づき、必要な調査を行い、適切な措置をとること。</p>	<p>農業技術課長専決事項</p>	

別表六 六 農政部の表畜産課の項第一項畜産課長専決事項の上欄第一号中「1」を「①」に改め、同表畜産課の項中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同表畜産課の項第七項畜産課長専決事項の上欄中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

5 法第十二条の四第一項の規定に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告すること。

6 法第十二条の四第二項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表六 六 農政部の表畜産課の項中第七項を第六項とし、第八項から第十八項までを一項ずつ繰り上げる。

別表六 七 水産林務部の表林政課の項第六項中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「福岡県林業改善資金貸付規程」を「福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程」に改め、同項水産林務部長専決事項の欄中第一号を削り、同項同欄第二号中「第七条第一項」を「第八条第五項」に改め、同号を同項同欄第一号とし、同項同欄第三号を第二号とし、同項林政課長専決事項の中欄第一号中「第七条第二項」を「第八条第六項」に改め、同項同欄第二号中「第八条」を「第八条第七項」に改め、同項同欄に次の一号を加える。

3 貸付規程第十一条第三項の規定に基づき、貸付けを決定し、その旨の通知をする。

別表六 七 水産林務部の表林政課の項第八項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」に、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」に改め、同項水産林務部長専決事項の欄第五号中「国産材産業振興資金事業計画書」を「木材産業等高度化推進資金事業計画書」に改め、同項林政課長専決事項の上欄第三号及び第四号中「国産材産業振興資金」を「木材産業等高度化推進資金」に改め、同表林政課の項中第十項を削り、第十一項を第十項とし、同表緑化推進課の項第六項知事決裁事項の欄中第一号を削り、同項副知事専決事項の欄中第二号を

削り、同項水産林務部長専決事項の欄中第十二号を第十四号とし、第四号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

4 規則第十五条の規定に基づき、県行造林に関する契約を解除すること。

5 経営規程第四条の規定に基づき、県営林の経営計画を定めること。

別表六 七 水産林務部の表漁政課の項第十二項中「この項中小型船舶の登録等に関する法律の施行に関する関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第三百八十三号）による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令を「旧政令」という。」を削り、同項漁政課長専決事項の上欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項漁政課長専決事項の中欄中第一号から第三号までを削り、同項漁政課長専決事項の下欄中第一号及び第二号を削り、同表水産振興課の項第八項水産林務部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6 法第十三条の三の規定に基づき、開設者の地位の承継の認可申請を行うこと。

別表六 七 水産林務部の表水産振興課の項第八項水産林務部長専決事項の欄中第十六号を第十八号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の前に次の一号を加える。

13 条例第六条の二の規定に基づき、営業の譲渡し及び譲受け等の認可をすること（条例第三十六条において準用する場合を含む。）。

別表六 七 水産林務部の表水産振興課の項第八項水産林務部長専決事項の欄中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の前に次の一号を加える。

7 法第十三条の五第一項の規定に基づき、地方卸売市場への転換を許可すること。

別表六 七 水産林務部の表水産振興課の項第八項水産振興課長専決事項の上欄中第十号を削り、第九号中「第十四条」を「第十四条第一項」に、「を受領すること」を「の届出を受けること（条例第三十六条において準用する場合を含む。）。」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第八号中「第十二条」を「第十二条第二項」に、「届出等を受領する」を「届出を受ける」に改め、同号を同項同欄第九号とし、同項同欄第七号中「受領する」を「受ける」に改め、同号を同項同欄第八号とし、同項同欄第六号中「受領する」を「受ける」に改め、同号を同項同欄第七号とし、同項同欄第五号を削り、同項同欄第四号中「必要な報告」の下に「若しくは資料の提出」を加え、「

勸告」を「助言若しくは勧告」に改め、同号を同項同欄第六号とし、同項同欄中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

2 法第十三条の五第五項の規定に基づき、地方卸売市場への転換の許可に関して農林水産大臣に報告すること。

3 法第四十八条第一項及び法第六十六条第一項の規定に基づき、報告若しくは資料の提出を求め、又は所属職員に立入検査をさせること。

別表六 七 水産林務部の表水産振興課の項水産振興課長専決事項の上欄第十一号中「競り人」を「せり人」に改め、「受けること」の下に「(条例第三十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同項同欄中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

14 条例第三十五条第一項の規定に基づき、報告若しくは資料の提出を求め、又は所属職員に立入検査をさせること。

別表六 七 水産林務部の表水産振興課の項第十五項水産林務部長専決事項の欄第一号中「水産業専門技術員及び水産業改良普及員」を「専門技術指導員及び水産業普及指導員」に改める。

別表六 九 土木部の表砂防課の項第一項土木部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項砂防課長専決事項の上欄中第二号及び第三号を次のように改める。

2 条例第三条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為(砂防指定地の解除及び砂防設備の公用廃止等を伴うものに限る。)について許可をすること。

3 条例第四条第二項の規定に基づき、条例第二条又は条例第三条に規定する行為及びその行為の変更(砂防指定地の解除及び砂防設備の公用廃止等を伴うものに限る。)を協議すること(条例第十六条において準用する場合を含む。)

別表六 九 土木部の表砂防課の項第一項砂防課長専決事項の上欄中第四号から第十号までを削り、同表砂防課の項第二項土木部長専決事項の欄中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項砂防課長専決事項の上欄中第二号から第四号までを削り、同表砂防課の項第三項土木部長専決事項の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、同項砂防課長専決事項の上欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第

三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

別表六 十 建築都市部の表都市計画課の項第六項建築都市部長専決事項の欄第十八号中「開発審査会」を「開発審査会」に改め、同項都市計画課長専決事項の上欄第二十一号中「第三十六条第二項第三号ホ」を「第三十六条第一項第三号ホ」に改める。

別表六 十 建築都市部の表都市計画課の項第七項建築都市部長専決事項の欄第十三号中「第三十八条第二項」の下に「及び法第五十九条の九第二項」を加え、同項同欄第十五号中「認可すること」の下に「(法第五十条の十一第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項同欄中第六十五号を第七十号とし、第五十九号から第六十四号までを五号ずつ繰り下げ、第六十四号の前に次の二号を加える。

62 法第二百二十五条の二第二項の規定に基づき、再開発会社が行う市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者の請求により、事業又は会計の状況を検査すること。

63 法第二百二十五条の二第三項の規定に基づき、再開発会社に対し、再開発会社とした処分を取消し等又は再開発会社とした工事の中止等必要な措置を命ずること。

別表六 十 建築都市部の表都市計画課の項第七項建築都市部長専決事項の欄中第五十八号を第六十一号とし、第四十三号から第五十七号までを三号ずつ繰り下げ、同項同欄第四十二号中「第一百八条の六第二項」を「第一百八条の六第三項」に改め、同号を同項同欄第四十五号とし、同項同欄中第四十一号を第四十四号とし、第二十六号から第四十号までを三号ずつ繰り下げ、同項同欄第二十五号中「第七十二条第三項」を「第七十二条第四項」に改め、同号を同項同欄第二十八号とし、同項同欄中第二十四号を第二十七号とし、第十七号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の三号を加える。

17 法第五十条の二第一項の規定に基づき、市街地再開発事業の施行を認可すること。

18 法第五十条の九第一項の規定に基づき、規準又は事業計画の変更を認可すること。

19 法第五十条の十二第一項の規定に基づき、再開発会社の合併若しくは分割又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受を認可すること。

別表六 十 建築都市部の表都市計画課の項第七項都市計画課長専決事項の上欄第四号中「及び法第三十八条第二項」を「、法第三十八条第二項、法第五十条の二第二項、

法第五十条の九第二項及び法第五十条の十二第二項」に改め、同項同欄第九号中「第三十八号第二項」の下に「及び法第五十条の九第二項」を加え、同項同欄中第七十八号を第八十号とし、第五十七号から第七十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項同欄第五十六号中「第二百二十五条第一項」の下に「及び法第二百二十五条の二第一項」を加え、同号を同項同欄第五十八号とし、同項同欄第五十五号中「第二百二十四条の二第三項」の下に「及び法第二百二十五条の二第五項」を加え、同号を同項同欄第五十七号とし、同項同欄中第五十四号を第五十六号とし、第十四号から第五十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項同欄第十三号の次に次の二号を加える。

14 法第五十条の八第一項の規定に基づき、再開発会社の名称等を公告し、かつ、国土交通大臣等に施行地区等を表示する図書を送付すること（法第五十条の九第二項、法第五十条の十二第二項及び法第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）

15 法第五十条の十五第一項の規定に基づき、市街地再開発事業の終了を認可すること

別表六 十 建築都市部の表都市計画課の項第八項の次に次の二項を加える。

課 名	項	知事決裁事項	副知事専決事項	建築都市部長専決事項	次長専決事項	都市計画課長専決事項
課 画 計 市 都	九	福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務のうち、路外駐車場及び住宅開発団地に関する事務	この項中福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十年福岡県規則第四十一号）を「施行規則」という。			<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第十七条第一項の規定に基づき、特定まちづくり施設の新築等の計画の届出（変更を含む。）を受領すること。 2 条例第十七条第二項の規定に基づき、同条第一項の届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。 3 条例第十八条の規定に基づき、特定まちづくり施設の工事を完了した旨の届出を受領すること。 4 条例第十九条第一項の規定に基づき、特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうか、その内容を審査し、必要に応じ実地に検査すること。 5 条例第十九条第二項の規定に基づき、条例第十八条の届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。 6 条例第二十条の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう勧告すること。 7 条例第二十一条第一項の規定に基づき、勧告を受けた者の氏名、勧告の内容その他規則で定める事項を公表すること。 8 条例第二十一条第二項の規定に基づき、同条第一項の公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者の意見の聴取を行うこと。 9 条例第二十二条第一項の規定に基づき、特定まちづく

十 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十六年福岡県条例第二十一号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務

1 条例第四条第一項の規定に基づき、同条第三項の規定により開発審査会の議を経て土地の区域を指定すること（条例第四条第六項及び条例第六条第四項において準用する場合を含む。）

2 条例第四条第四項の規定に基づき、指定した土地の区域を告示すること（条例第四条第六項及び条例第六条第四項において準用する場合を含む。）。

1 条例第四条第一項及び第五項並びに条例第六条第一項第一号及び第三項の規定に基づき、市町村長から土地の区域の指定並びに指定した土地の区域の変更及び指定の解除の申出を受領すること。

2 条例第六条第一項第一号の表中イの項予定建築物の欄の規定に基づき、市町村長から特に必要と認める建築物の申出を受領し、その承認を行うこと。

り施設である既存施設を所有し、又は管理する者に対して、整備基準に係る適合の状況の報告を求めること。

10 条例第二十二條第二項の規定に基づき、同条第一項の報告をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。

11 条例第二十三條第一項の規定に基づき、職員に特定まわづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。

12 条例第二十四條第一項の規定に基づき、適合証の交付の請求を受けること。

13 条例第二十四條第二項の規定に基づき、適合証を交付すること。

14 条例第二十六條第二項の規定に基づき、国等に対し、特定まわづくり施設の整備基準に係る適合の状況その他必要と認める事項について、報告を求めること。

15 施行規則第八条第二項の規定に基づき、必要に応じ、条例第十八條の規定による届出に現場写真等の添付を求めること。

16 施行規則第十三條の規定に基づき、適合証を返還させること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中第二十五号及び第二十六号を削り、同項同欄第二十四号中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改め、同号を同項同欄第二十六号とし、同項同欄第二十三号中「指定すること」を「指定し、数値を定めること」に改め、同号を同項同欄第二十五号とし、同項同欄中第二十二号を第二十四号とし、第十三号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項同欄第十二号中「第十条第一項」を「第十条第三項及び同条第四項において準用する法第九条第二項」に、「つけて」を「付けて」に改め、同号を同項同欄第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

13 法第十条第二項の規定に基づき、同条第一項の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずること（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中「第十一号」を「第十二号」とし、同項同欄第十号中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改め、同号を同項同欄第十一号とし、同項同欄第九号中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第八号中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改め、同号を同項同欄第九号とし、同項同欄第七号中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改め、同号を同項同欄第八号とし、同項同欄第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 法第六条の二第四項の規定に基づき、同条第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨を建築主及び指定確認検査機関に通知すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中第十四号を第五十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

53 施行規則第四条第一項第三号の規定に基づき、必要と認めて工程を指定すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中第四十三号を第五十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

51 施行令第三百三十五条の十五第三項の表の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て、区域を指定すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中第四

十二号を第五十号とし、同号の前に次の二号を加える。

48 法別表第三項の五の項(に)の欄の規定に基づき、土地利用の状況等を考慮し区域を区分して、都市計画審議会の議を経て、数値を定めること。

49 法別表第三備考三の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て、区域を指定すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中第四十一号を第四十七号とし、第四十号を第四十六号とし、同項同欄第三十九号中「第八十四条」を「第八十四条第一項及び第二項」に改め、同号を同項同欄第四十五号とし、同号の前に次の二号を加える。

43 法第七十九条第二項の規定に基づき、建築審査会の委員を任命すること。

44 法第八十条の三第一項及び第二項の規定に基づき、建築審査会の委員を解任すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中第三十八号中「第七十七条の三十五第二項」の下に「及び第三項」を加え、「命ずること」を「命じ、その旨を公示すること」に改め、同号を同項同欄第四十二号とし、同項同欄第三十七号中「第七十七条の三十五第一項」の下に「及び第三項」を加え、「取り消すこと」を「取り消し、その旨を公示すること」に改め、同号を同項同欄第四十一号とし、同項同欄中第三十六号を第四十号とし、第三十五号を第三十九号とし、第三十四号を第三十八号とし、同項同欄第三十三号中「第七十七条の二十二第一項」の下に「及び第四項」を加え、「認可すること」を「認可し、その旨を公示すること」に改め、同号を同項同欄第三十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

35 法第七十七条の十八第一項の規定に基づき、指定確認検査機関を指定すること。

36 法第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、指定確認検査機関の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築都市部長専決事項の欄中第三十二号を第三十四号とし、第二十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項同欄第二十八号の次に次の二号を加える。

29 法第五十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定し、公告すること。

30 法第五十七条の三第二項及び第三項の規定に基づき、法第五十七条の二第三項の指定を取り消し、その旨を公告すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築指導課長専決事項の上欄中第五十六号を第六十二号とし、第五十号から第五十五号までを六号ずつ繰り下げ、同項同欄第五十六号の前に次の一号を加える。

55 法第八十六条の五第四項の規定に基づき、同条第二項又は第三項の規定による取消しをした旨を公告すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築指導課長専決事項の上欄中第四十九号を第五十四号とし、同項同欄第四十八号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同号を同項同欄第五十三号とし、同項同欄中第四十七号を第五十二号とし、第四十六号を第五十一号とし、第四十五号を第五十号とし、同号の前に次の一号を加える。

49 法第七十八条第一項の規定に基づき、建築審査会に諮問すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築指導課長専決事項の上欄中第四十四号を第四十八号とし、同項同欄第四十三号中「第七十七条の三十四第一項」の下に「及び第三項」を加え、「受領すること」を「受領し、公示すること」に改め、同号を同項同欄第四十七号とし、同項同欄中第四十二号を第四十六号とし、第三十八号から第四十一号までを四号ずつ繰り下げ、同項同欄第三十七号中「第七十七条の二十二第一項」の下に「及び第四項」を加え、「受領すること」を「受領し、その旨を公示すること」に改め、同号を同項同欄第四十一号とし、同項同欄第三十六号中「第七十七条の二十一第二項」の下に「及び第三項」を加え、「受領すること」を「受領し、公示すること」に改め、同号を同項同欄第四十号とし、同項同欄中第三十五号を第三十九号とし、同項同欄第三十四号中「第七十五条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同号を同項同欄第三十八号とし、同項同欄中第三十三号を第三十七号とし、第三十二号を第三十六号とし、第三十一号を第三十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

34 法第六十八条の七第一項及び第二項の規定に基づき、建築審査会の同意を得て（同条第一項第一号に該当する場合を除く。）、予定道路を指定すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築指導課長専決事項の上欄中第三十号を第三十三号とし、第二十九号を第三十二号とし、同号の前に次の一号を加える

31 法第六十八条第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号及び第六項の規定に基づき、建築審査会の同意を得て、用途上又は構造上やむを得ないと認められる建築物又は建築物の敷地について許可すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築指導課長専決事項の上欄中第二十八号を第三十号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項同欄第二十七号の前に次の一号を加える。

26 法第五十七条の四第一項ただし書及び第二項の規定に基づき、建築審査会の同意を得て、用途上又は構造上やむを得ないと認められる建築物について許可すること。

別表六 十 建築都市部の表建築指導課の項第二項建築指導課長専決事項の上欄中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項同欄第十九号中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項及び同条第十四項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項及び同条第十五項」に改め、同号を同項同欄第二十二号とし、同項同欄第十八号を第十九号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項同欄第七号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改め、同号を同項同欄第八号とし、同項同欄第六号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同号を同項同欄第七号とし、同項同欄中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 法第十条第一項の規定に基づき、建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告すること（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）。

別表六 十 建築都市部の表公園街路課の項第一項知事決裁事項の欄第二号中「第二十三条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同項建築都市部長専決事項の欄第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同項同欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 法第二十八条第二項及び第四項の規定に基づき、損失の補償について協議して定め、及び補償金額を負担させること（法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）。

別表六 十 建築都市部の表公園街路課の項第一項建築都市部長専決事項の欄第六号中「第二十一条」を「第三十一条」に改め、同項同欄第七号中「第二十三条第五項」を「第三十三条第五項」に改め、同項同欄第八号中「第二十四条第一項及び第二項」を「第三十四条第一項及び第二項」に改め、同項同欄第九号中「第二十三条」を「第二十九条」に改め、同項同欄第十号中「第二十四条」を「第三十条」に改め、同項公園街路課長専決事項の上欄第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同項同欄第二号中「第二十三条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同項同欄第三号中「第十一条」を「第二十七条第一項」に、「同条第一項」を「同項」に、「原状回復を命じ、又は同条第二項各号の一に該当する場合に許可を受けた者に対し処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項の規定により公告して、自ら措置を行い、若しくは行わせること（法第二十三条第三項）」を「原状回復を命ずること（法第三十三条第三項）」に改め、同項同欄第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項同欄第七号中「第二十三条第三項」を「第三十三条第三項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同号を同項同欄第九号とし、同項同欄第六号中「第二十一条」を「第三十一条」に改め、同号を同項同欄第八号とし、同項同欄第五号中「第二十条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同号を同項同欄第七号とし、同項同欄第四号中「第二十条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同項同欄第六号とし、同項同欄第三号の次に次の二号を加える。

4 法第二十七条第二項の規定に基づき、同項各号の一に該当する場合に、許可を受けた者に対し処分をし、又は必要な措置を命ずること（法第三十三条第三項において準用する場合を含む、委任規則第七十条の規定により土木事務所長に委任したものを除く。）。

5 法第二十七条第三項及び第五項の規定に基づき、必要な措置を行うべき旨等を公告し、又は保管した工作物等を返還する旨を公示すること。

別表六 十 建築都市部の表公園街路課の項第三項建築都市部長専決事項の欄第一号及び第二号中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項同欄第三号中「第八条第五項及び第六項」を「第八条第六項」に改め、同項公園街路課長専決事項の上欄第七号中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改め、同表公園街路課の項第五項中「

都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、同項建築都市部長専決事項の欄第一号中「第四条第五項」を「第七条第五項」に、「第七条第二項」を「第十一条第二項、第十三条及び第十六条」に改め、同項同欄第二号中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、「行わせること」の下に「（法第十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同項公園街路課長専決事項の上欄第一号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域」に改め、「設けること」の下に「（法第十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同項同欄第二号中「第四条第三項」を「第七条第三項」に改め、「承諾すること」の下に「（法第十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同項同欄第八号中「第五条第八項」を「第十四条第八項」に改め、同号を同項同欄第十五号とし、同項同欄第七号中「第五条第七項」を「第十四条第七項」に改め、同号を同項同欄第十四号とし、同項同欄第六号中「第五条第六項」を「第十四条第六項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同号を同項同欄第十三号とし、同項同欄第五号中「第五条第五項」を「第十四条第五項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同号を同項同欄第十二号とし、同項同欄第四号中「第五条第四項」を「第十四条第四項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同号を同項同欄第十一号とし、同項同欄第三号中「第五条第一項」を「第十四条第一項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第九号中「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「採るべき」を「とるべき」に改め、「命ずること」の下に「（法第十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同項同欄第二号の次に次の六号を加える。

3 法第八条第一項の規定に基づき、緑地保全地域内における同項各号に掲げる行為の届出を受理すること。

4 法第八条第二項の規定に基づき、同条第一項に掲げる行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

5 法第八条第四項の規定に基づき、同条第二項の処分をする期間を延長する旨等を通知すること。

6 法第八条第六項の規定に基づき、同条第五項の期間を短縮すること。

7 法第八条第七項後段の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体の通知を受理すること。

8 法第八條第八項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体と協議すること。

別表六 十 建築都市部の表公園街路課の項第八項建築都市部長専決事項の欄第一号中「第四條第一項及び第二項」を「第四條第一項及び第五項」に、「第四條第三項」を「第四條第六項」に改め、同項同欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項同欄第二号中「第五條第一項第五号ロ(2)」を「第五條第一項第五号ニ(2)」に改め、同号を同項同欄第三号とし、同項同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 條例第四條第二項から第四項までの規定に基づき、同条第一項の規定による指定をしようとする旨の公告をし、意見書の提出を受け、当該意見書の要旨を審議会に提出すること。

別表六 十 建築都市部の表公園街路課の項第八項公園街路課長専決事項の上欄第七号中「第五條第一項第五号ロ(2)」を「第五條第一項第五号ニ(2)」に改める。

別表七中「並びに病院及び精神病院」を「及び病院」に改め、同表第四号中「日額旅費及び概算払旅費」を「概算払旅費及び資金前渡旅費」に改める。

別表八 一 総務部に属する出先機関の表県税事務所の項第一項中「規則」の下に「福岡県産業廃棄物条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七号。）を「産廃税規則」を加え、同項所長専決事項の欄第一号(3)キを次のように改める。

キ 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二条に規定する経過措置の適用により復旧工事を受けた家屋又は特定鉱害の復旧事業により復旧した家屋

別表八 一 総務部に属する出先機関の表県税事務所の項第一項所長専決事項の欄第一号(3)ケ中「住宅・都市整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号(3)中セを削り、ソをセとし、タを削り、同表県税事務所の項第一項課長専決事項の欄第一号(2)中ハをヒとし、ノをハとし、ネをノとし、ヌをネとし、ニをヌとし、ナをニとし、同号(2)ト中「又は分割支店法人が納付事務所を変更した場合は」及び「(納税課長合議)」を削り、同号(2)トを同号(2)ナとし、同号(2)中テをトとし、同号(2)ツ中「視点」を「支店」に改め、同号(2)ツを同号(2)テとし、同号(2)中チをツとし、タをチとし、ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをストし、サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 規則第三十九条の二の三の規定に基づき、法人事業税の外形標準課税に係る徴収猶予の許可、不許可及び取消等の決定をし納税者に通知すること。

別表八 一 総務部に属する出先機関の表県税事務所の項第一項課長専決事項の欄第一号(3)オ中「規則第四十六條の九第三項」を削り、同号(3)中カを削り、同号(4)中「特別地方消費税」を削り、同号(4)エ中「又は規則第六十三條」及び「又は特別地方消費税」を削り、同号(4)オ中カ及びカを削り、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、コをクとし、サをケとし、シをコとし、スをサとし、セをシとし、ソをストし、タをセとし、チをソとし、ツをタとし、テをチとし、トをツとし、ナをテとし、ニをトとし、ヌをナとし、ネをニとし、同号(6)ウ中「規程第九十一條の規定に基づき、」を削り、同号(6)中エを削り、同号(7)中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改め、同号(7)ア中「第七十六條」を「第九十一條」に、「狩猟者登録税」を「狩猟税」に改め、「規則第八十五條において準用する場合を含む。」を削り、同号(7)イ中「第七十八條」を「第九十一條の三」に、「狩猟者登録税」を「狩猟税」に改め、「規則第八十五條において準用する場合を含む。」を削り、同号(8)オ中「規程第二百一十一條の規定に基づき、」を削り、同号(8)カ中「規程第二百二條の規定に基づき、」を削り、同号に次のように加える。

(9) 産業廃棄物税に関する事務
ア 産廃税規則第十条第一項の規定に基づき、産業廃棄物税の徴収猶予の担保を徴収すること。
イ 産廃税規則第十条第二項の規定に基づき、産業廃棄物税の徴収猶予の担保に係る提供書を受理すること。
ウ 産廃税規則第十条第三項の規定に基づき、産業廃棄物税の徴収猶予の担保を解除すること。
エ 産廃税規則第十一条第一項の規定に基づき、産業廃棄物税の徴収猶予の申請に対する処分を決定し、その旨を当該特別徴収義務者に通知すること。

別表八 一 総務部に属する出先機関の表県税事務所の項第一項課長専決事項の欄第二号(1)中カを削り、キをカとし、同号(2)テ中「調整法第十四條」を「滞調法第十四條」に改め、同号(2)フ中「差押調査」を削る。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部健康対策課関係）第二項保健監専決事項の欄第二号中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、「（昭和四十七年法律第五十七号）」を削り、同項同欄第

十二号中「ツベルクリン反応検査」を削り、同表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部健康対策課関係）第六項保健監專決事項の欄第一号中「①」を「1」に改め、同項同

欄第二号中「②」を「2」に改め、同項の次に次の一項を加える。

出先機関名	保健監專決事項	課長專決事項
保健福祉環境事務所	七 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事務	1 小児慢性特定疾患医療受診券を再交付し、及び記載事項を変更すること。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部医療指導課関係）第三項保健監專決事項の欄第三号中「定格出力の管電圧が十キロボルト以上の診療用エックス線装置」を「施行規則で定める事項（病床数及び病床の種類）との病床数を除く。」に改め、同項同欄中第十九号を第二十号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

④ 法第七条第三項の規定に基づき、診療所の療養病床に係る施行規則で定める事項（病床数を除く。）の変更を許可すること。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部生活衛生課関係）第八項保健監專決事項の欄第三号中「クリーニング所」の下に「又は業務用の車両」を加え、同項同欄第四号中「第三条」の下に「、第三条の二第二項」を加え、同項同欄第五号中「閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止」を加え、同項課長專決事項の欄第一号中「第五条」を「第五条第一項及び第三項」に、「営業者」を「クリーニング所の開設者」に改め、同項同欄第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

② 法第五条第二項及び第三項の規定に基づき、クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをする営業者から営業方法、従事者数その他必要な事項の届出並びに届出事項の変更届及び廃止届を受領すること。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部薬務課関係）第七項保健監專決事項の欄第一号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項同欄第二号中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改め、同項同欄第十四号中「第十五条の四第一項第一号」を「第八十条第一項第一号及び

第二号」に、「製造医薬品の」を「製造販売医薬品の製造販売及び」に、「第十二条第二項」を「第十二条第一項」に、「製造業の許可（許可の更新に限る。）」を「製造販売業の許可及び法第十三条第二項に規定する製造業の許可」に改め、同号を同項同欄第十五号とし、同項同欄第十三号中「第三条第二項及び第四条第二項」を「第四十五条第二項及び第四十六条第二項」に、「開設及び」を「開設、」に、「の許可証」を「及び卸売一般販売業」を「卸売一般販売業及び高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同項同欄第十四号とし、同項同欄第十二号中「第二条」を「第四十四条」に、「開設及び」を「開設、」に、「の許可証」を「及び高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」に、「及び卸売一般販売業及び高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を「卸売一般販売業及び高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同項同欄第十三号とし、同項同欄第十一号中「第一条の四の三第四項及び第一条の四の四第五項」を「第五条第四項、第六条第五項、第十二条第四項及び第十三条第五項」に、「製造医薬品の」を「製造販売医薬品の製造販売業及び」に改め、同号を同項同欄第十二号とし、同項同欄第十号中「第一条の四の二第二項」を「第四条第二項及び第十一条第二項」に、「第十五条の四第一項第一号」を「第八十条第一項第一号及び第二号」に、「薬局製造」を「薬局製造販売」に改め、「」の下に「製造販売業及び」を加え、「許可の更新に係るもの」に限り、「を削り、同号を同項同欄第十一号とし、同項同欄中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項同欄第六号中「製造業者」を「製造販売業者」に改め、同号を同項同欄第七号とし、同項同欄第五号の次に次の一号を加える。

6 法第三十九条第一項の規定に基づき、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許

可を与えること（北九州市、福岡市及び大牟田市の区域に係るものを除く。）。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部薬務課関係）第七項保健監專決事項の欄に次の一号を加える。

16 施行令第八十条第一項第一号の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売について、法第十四条第一項、第九項及び第十項に規定する製造販売の承認を与え、又はその承認事項の一部変更を承認し、若しくは軽微な変更について、その届出を受領すること（北九州市、福岡市及び大牟田市の区域に係るものを除く。）。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部薬務課関係）第七項課長專決事項の欄第一号中「第四十条」を「第四十条第一項及び第二項」に改め、同項同欄第二号中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に、「医薬品製造所」を「製造販売医薬品の製造販売業及び製造業」に改め、同項同欄第三号中「第三十九条第一項」を「第三十九条の三第一項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同項同欄第四号中「第一条の二」を「第二条」に改め、同項同欄第五号中

「第一条の四の四第五項及び第一条の四の五第二項」を「第六条第五項、第七条第二項、第十三条第五項及び第十四条第二項」に、「製造医薬品の」を「製造販売医薬品の製造販売業及び」に改め、同項同欄第六号中「第四条第三項及び第四条の二」を「第四十六条第三項及び第四十七条」に、「開設及び」を「開設、」に、「の許可証」を「及び高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」に、「及び卸売一般販売業」を「卸売一般販売業及び高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業」に改め、同項同欄第七号中「第二十九条の六」を「第四百四十四条」に改め、同号を同項同欄第八号とし、同項同欄第六号の次に次の一号を加える。

⑦ 施行令第八十条第一項第三号の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る法第十四条の九の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売の届出を受領すること（北九州市、福岡市及び大牟田市の区域に係るものを除く。）。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（保健福祉部監査保護課関係）の前に次の一号を加える。

出先機関名	項	所長專決事項	副所長專決事項	課長專決事項
保健福祉環境事務所	<p>(保健福祉部児童家庭課関係)</p> <p>一 母子及び寡婦福祉法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>この項中母子及び寡婦福祉法施行規則を「施行規則」という。</p>	<p>1 施行規則第六条の五の規定に基づき、常用雇用転換奨励給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。</p> <p>2 施行規則第六条の九の規定に基づき、自立支援教育訓練給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。</p> <p>3 施行規則第六条の十一の規定に基づき、高等職業訓練促進給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。</p> <p>4 施行規則第六条の十五の規定に基づき、施行規則第六条の十一第一項の支給決定を取り消し、その旨を通知すること。</p>	<p>1 施行規則第六条の十四第一項の規定に基づき、在学証明書の提出又は出席状況の報告を求めること。</p> <p>2 施行規則第六条の十四第二項の規定に基づき、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めること。</p>	

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表児童相談所の項第一項副所長専決事項の欄第七号中、「保護受託者」を削り、同項同欄第二十二号中「又は保護受託者」を削り、同項支所長専決事項の欄第七号中「保護受託者」を削り、同項同欄第十六号中「又は保護受託者」を削り、同表病院及び精神病院の項中「病院及び精神病院」を「病院」に改め、同表病院及び精神病院の項第一項副院長専決事項の欄第二号中「

身元」を削り、同表病院及び精神病院の項第三項及び第四項を削る。
 別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（環境部環境保全課関係）第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第六項の次に次の一項を加える。

出先機関名	項	所長 専決事項	環境 長 専決事項	課長 専決事項
保健福祉環境事務所	七	使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十九条の規定に基づく経過措置に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十八条の規定による改正前のもの。以下この項中「法」という。）第三十条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者を登録し、その旨を申請者に通知すること。 2 法第三十一条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。 3 法第三十三条第一項において準用する法第十二条第二項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者登録の更新又は登録の更新の拒否をし、その旨を申請者に通知すること。 4 法第三十三条第一項において準用する法第十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による変更届出に係る第二種フロン類回収業者の登録又は登録の変更の拒否をし、その旨を届出者に通知すること。 5 法第三十三条第一項において準用する法第十四条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供すること。 6 法第三十三条第一項において準用する法第十五条第一項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の廃業等の届出を受領すること。 7 法第三十三条第一項において準用する法第十六条の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の登録を抹消すること。 8 法第三十三条第一項及び第二項において準用する法第二十二條第二項の規定に基づき、第二種フロン類回収業者の報告を受領すること。 	

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項（環境部廢

棄物対策課関係）第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

出先機関名	項	所長専決事項	環境長専決事項	課長専決事項
保健福祉環境事務所	<p>三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>この項中使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令を「施行令」、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則を「施行規則」、福岡県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則を「施行細則」という。</p>	<p>1 法第二十条第一項の規定に基づき、関連事業者に対し、勧告をすること。</p> <p>2 法第二十条第二項の規定に基づき、フロン類回収業者に対し、勧告をすること。</p> <p>3 法第九十条第一項の規定に基づき、関連事業者に勧告をすること。</p> <p>4 法第三百三十条第一項の規定に基づき、関連事業者に対し、報告を求めること。</p> <p>5 法第三百三十一条の規定に基づき、所属職員に関連事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p>	<p>1 法第十九条の規定に基づき、登録を受けた引取業者若しくはフロン回収業者又は許可を受けた解体業者若しくは破砕業者に対し、指導及び助言をすること。</p> <p>2 法第四十四条の規定に基づき、引取業者の登録をし、その旨を申請者に通知すること（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）。</p> <p>3 法第四十五条の規定に基づき、引取業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。</p> <p>4 法第四十七条の規定に基づき、引取業者登録簿を一般の閲覧に供すること（法第五十九条において準用する場合を含む。）。</p> <p>5 法第四十八条第一項の規定に基づき、引取業者の廃業等の届出を受領すること（法第五十九条において準用する場合を含む。）。</p> <p>6 法第四十九条の規定に基づき、引取業者の登録を抹消すること（法第五十九条において準用する場合を含む。）。</p> <p>7 法第五十五条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録をし、その旨を申請者に通知すること（法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）。</p> <p>8 法第五十六条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。</p>	<p>別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所（環境部自然環境課関係）第二項中「福岡県立自然公園条例（以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務」を「自然公園法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務」と改め、同項所長専決事項の欄第六号中「第十四条」を「第二十二條」に改め、同項同欄第十四号とし、同項同欄第五号中「第十三条第六項」を「第二十一条第六項」に改め、同項同欄第十三号とし、同項同欄第四号中「第十三条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同項同欄第十二号とし、同項同欄第三号中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項同欄第十一号とし、同項同欄第二号を第十号とし、第一号を第九号とし、同項の前に次の八号を加える。</p> <p>1 法第十三条第三項の規定に基づき、国定公園の特別地域内における同項各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>2 法第十三条第六項から第八項までの規定に基づき、国定公園の特別地域内において同条第三項各号に掲げる行為に着手している者等の届出を受領すること。</p> <p>3 法第十四条第三項の規定に基づき、国定公園の特別保護地区内における同項各号に掲げる行為を許可すること。</p>

4 法第十四条第六項及び第七項の規定に基づき、国定公園の特別保護地区内において同条第三項各号に掲げる行為に着手している者等の届出を受領すること。

5 法第二十六条第一項の規定に基づき、国定公園の普通地域内において同項各号に掲げる行為をしようとする者からの届出を受領すること。

6 法第二十六条第二項及び第四項の規定に基づき、国定公園の普通地域内における同条第一項各号に掲げる行為の禁止等を命じ、及びその処分の期間を延長し、その旨及び理由を通知すること。

7 法第二十六条第六項の規定に基づき、国定公園の普通地域内における同条第一項各号に掲げる行為について同条第五項の期間を短縮すること。

8 法第二十七条の規定に基づき、国定公園における行為の許可等に違反した者に対して原状回復等を命ずること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所(土木部用地課関係)第一項副所長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表土木事務所(土木部砂防課関係)第一項副所長専決事項の欄第十二号中「第十四条」を「第十四条第一項ただし書及び第二項」に、「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく行為の許可に關して、原状に回復すること」を「原状回復」に改め、同号を同項同欄第十六号とし、同項同欄第十一号中「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく行為の許可の取り消しを行う」を「許可を受けた者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は工事中止命令等の処分をする」に改め、同号を同項同欄第十五号とし、同項同欄第十号中「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく許可に係る」を削り、同号を同項同欄第十四号とし、同項同欄第九号中「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく行為の許可に係る住所又は氏名若しくは名称の変更届」を「許可に係る行為の終了又は廃止の届出」に改め、同号を同項同欄第十三号とし、同項同欄第八号中「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく行為の終了及び廃止の届出を受領」を「有効期間の更新を」に改め、同号を同項同欄第十二号とし、同項同欄第七号中「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく行為の許可に係る事項の変更を許可」を「変更事項の届出を受領」に改め、同号を同項同欄第十一号とし、同項同欄第六号中「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく行為の許可に係る期間の延長を許可する」を「許可事項の

変更を行う」に改め、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第五号中「条例第三条第四号から第七号までの規定に基づく行為に対して」を「条例第二条又は条例第三条に規定する行為及びその行為の変更(砂防指定地の解除及び砂防設備の公用廃止等を伴うものを除く。)」を「に改め、「協議すること」の下に「(条例第十六条において準用する場合を含む。以下第十六号までにおいて同じ。)」を加え、同号を同項同欄第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

⑥ 規程第八条の規定に基づき、砂防工事を施工するとき、少なくとも七日前に土地所有者又はその土地の市町村長に通知すること。

⑦ 条例第二条の規定に基づき、砂防設備の占用を許可すること。

⑧ 条例第三条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為(砂防指定地の解除及び砂防設備の公用廃止等を伴うものを除く。))について許可をすること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所(土木部砂防課関係)第一項副所長専決事項の欄第三号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号を同項同欄第五号とし、同項同欄第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

② 法第二十九条の規定に基づき、許可を取り消し、行為の中止、その他必要な措置を命ずること。

③ 法第三十条の規定に基づき、事実の更正等を行うことを命ずること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所(土木部砂防課関係)第二項副所長専決事項の欄第五号中「(本庁に進達)」を削り、同号を同項同欄第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

⑩ 法第四十二条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為の許可をすること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所(土木部砂防課関係)第二項副所長専決事項の欄第四号を第九号とし、同号の前に次の五号を加える。

④ 法第十八条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為の許可をすること。

⑤ 法第二十条第二項の規定に基づき、国又は地方公共団体が法第十八条第一項各号に掲げる行為をしようとするとき協議を受けること。(法第四十五条において準用する場合を含む。)

⑥ 法第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、許可の取り消し、行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずること(法第四十五条において準用する場合を含む。)

⑦ 法第二十一条第五項の規定に基づき、原因者に補償の負担をさせること（法第四十条において準用する場合を含む。）。

⑧ 法第二十五条の規定に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知すること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所の項（土木部砂防課関係）第三項副所長専決事項の欄第八号中「（本庁に進達）」を削り、同号を同項同欄第十二号とし、同項同欄第七号中「（本庁に進達）」を削り、同号を同項同欄第十一号とし、同項同欄第六号中「（本庁に進達）」を削り、同号を同項同欄第十号とし、同項同欄第五号中「（本庁に進達）」を削り、同号を同項同欄第九号とし、第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

⑤ 法第七条第四項の規定に基づき、国又は地方公共団体から制限行為についての協議を受けること。

⑥ 法第八条第一項の規定に基づき、許可の取り消し、行為の中止その他必要な措置を命ずること。

⑦ 法第八条第二項の規定に基づき、原因者に補償の負担をさせること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所の項（土木部砂防課関係）第三項副所長専決事項の欄第三号中「第七条第一項第四号から第七号まで」を「第七条第一項各号」に改め、同号を同項同欄第四号とし、同項同欄第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第二号の前に次の一号を加える。

① 法第二条第一項の規定に基づき、市町村長の意見を聞くこと。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所の項（建築都市部建築指導課関係）第二項課長専決事項の欄第六号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同項同欄第十七号を第十九号とし、第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項同欄第十三号の前に次の一号を加える。

⑫ 法第九十三条の二の規定に基づき、確認その他の建築基準法令の規定による処分等に関する書類を閲覧させること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(一)の表土木事務所の項（建築都市部建築指導課

関係）第二項課長専決事項の欄第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項同欄第六号の次に次の一号を加える。

⑦ 法第八十六条の八第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の状況について報告を求めること。

別表八 七 土木部に属する出先機関(二)の表福岡土木事務所 久留米土木事務所 北九州土木事務所 飯塚土木事務所 那珂土木事務所の項（建築都市部建築指導課関係）第二項課長専決事項の欄第二十三号を第二十八号とし、第十六号から第二十二号までを五号ずつ繰り下げ、第二十一号の前に次の四号を加える。

17 法第八十六条の八第一項の規定に基づき、二以上の工事の全体計画が同項各号の基準に適合すると認めること。

18 法第八十六条の八第三項の規定に基づき、同条第一項の認定を受けた全体計画の変更を認めること。

19 法第八十六条の八第五項の規定に基づき、認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

20 法第八十六条の八第六項の規定に基づき、同条第一項又は第三項の認定を取り消すこと。

別表八 七 土木部に属する出先機関(二)の表福岡土木事務所 久留米土木事務所 北九州土木事務所 飯塚土木事務所 那珂土木事務所の項（建築都市部建築指導課関係）第二項課長専決事項の欄第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同項同欄第十三号中「同一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同号を同項同欄第十四号とし、同項同欄第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

8 法第六十八条第五項の規定に基づき、景観地区内の建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。